

平成28年11月18日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 招集告示 | 1 |
| 議事日程 | 3 |
| 出席議員 | 4 |
| 欠席議員 | 4 |
| 説明のための出席者 | 4 |
| 職務のため出席した事務職員 | 5 |
| 開会・開議 | 6 |
| 議事日程について | 6 |
| 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 会期の決定 | 6 |
| 日程の追加 | 7 |
| 副議長辞職の件 | 7 |
| 副議長の選挙 | 8 |
| 諸報告 | 9 |
| 管理者提出議案の報告 | 9 |
| 管理者の挨拶 | 10 |
| 一般質問 | 12 |
| 議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 36 |
| 議案第26号から議案第28号の一括上程、説明、質疑、討論、採決 | 48 |
| 議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 50 |
| 議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 53 |
| 閉会 | 60 |

秩広組告示第17号

平成28年第3回(11月)秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年11月11日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成28年11月18日(金) 午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

平成28年11月18日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

平成28年11月18日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第25号 平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第26号から議案第28号まで一括上程
 - 議案第26号 秩父広域市町村圏組合情報公開条例
 - 議案第27号 秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例
 - 議案第28号 秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例
- 第 8 議案第29号 平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
- 第 9 議案第30号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）

(開会 午前 9時58分)

出席議員 (16名)

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 江田治雄 | 議員 | 2番 | 大久保進 | 議員 |
| 3番 | 新井重一郎 | 議員 | 4番 | 木村隆彦 | 議員 |
| 5番 | 斎藤捷栄 | 議員 | 6番 | 高野宏 | 議員 |
| 7番 | 小櫃市郎 | 議員 | 8番 | 荒船功 | 議員 |
| 9番 | 内藤純夫 | 議員 | 10番 | 大野伸恵 | 議員 |
| 11番 | 若林光雄 | 議員 | 12番 | 四方田実 | 議員 |
| 13番 | 岩田務 | 議員 | 14番 | 大島瑠美子 | 議員 |
| 15番 | 神田武 | 議員 | 16番 | 小菅高信 | 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

| | |
|-------|----------------------------|
| 久喜邦康 | 管理者 |
| 福島弘文 | 副管理者 |
| 富田能成 | 理事 |
| 石木戸道也 | 理事 |
| 大澤夕キ江 | 理事 |
| 町田靖夫 | 監査委員 |
| 森真太郎 | 事務局長 |
| 湯本則子 | 会計 管理者 |
| 坂本哲男 | 消防長 |
| 高野明生 | 水道局長 |
| 浅香貴雄 | 事務局兼 事務局長 会計課長 |
| 富田豊彦 | 専門員兼 管理課長 |
| 赤岩和彦 | 消防本部 次長兼 危機防災 管理監 |
| 吉岡康明 | 消防本部 次長兼 指令課長 |

| | | |
|-----|------|-------------|
| 加藤 | 猛 | 水道局長 |
| 柳井戸 | 直樹 | 福祉保健課長 |
| 森下 | 今朝八郎 | 業務課長 |
| 野澤 | 好博 | 秩父クリーンセンター長 |
| 原島 | 健 | 秩父環境衛生センター長 |
| 小林 | 幸一 | 総務課長 |
| 関河 | 幹男 | 警防課長 |
| 中山 | 朗 | 経営企画課長 |
| 古屋敷 | 光芳 | 契約検査課長 |
| 大森 | 圭治 | 工務課長 |
| 田村 | 政雄 | 浄水課長 |

職務のため出席した事務職員

| | | |
|----|----|-----|
| 富田 | 豊彦 | 書記長 |
| 濱田 | 雅之 | 書記 |

午前 9時58分 開会

○開会・開議

議長（小菅高信議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回秩父広域市町村圏組合11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（小菅高信議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（小菅高信議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

12番 四方田 実 議員

13番 岩田 務 議員

14番 大島 瑠美子 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（小菅高信議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時00分

議長（小菅高信議員） 引き続き会議を開きます。

○日程の追加

議長（小菅高信議員） ただいまの休憩中に副議長の高野宏議員から副議長の辞職願が提出されております。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ご異議なしと認めます。

よって、この際副議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

○副議長辞職の件

議長（小菅高信議員） 地方自治法第117条の規定により、高野宏議員の退席を求めます。

（6番 高野 宏議員退席）

議長（小菅高信議員） まず、書記に辞職願を朗読いたさせます。

（濱田雅之書記登壇）

濱田雅之書記 ……（朗読）……

辞職願

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成28年11月18日

秩父広域市町村圏組合議会

副議長 高野 宏

秩父広域市町村圏組合議会

議長 小菅高信様

議長（小菅高信議員） お諮りいたします。

高野宏議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ご異議なしと認めます。

よって、高野宏議員の副議長辞職を許可することに決しました。

高野宏議員、入場を求めます。

（6番 高野 宏議員入場）

議長（小菅高信議員） 高野宏議員の副議長辞職について許可されました。高野宏議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（6番 高野 宏議員登壇）

6番（高野 宏議員） ただいま議長の許可をいただきまして、今回辞任させていただきましても、小菅議長のもとで1年半お世話になりました。この間重要な案件等もかかわらせていただきま

して、大変光栄に思っています。議員としてはまだ在職しておりますので、これからもどうぞよろしくをお願いいたします。

議長（小菅高信議員） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長の選挙

議長（小菅高信議員） これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名方法については、議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、3番、新井重一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました新井重一郎議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました新井重一郎議員が副議長に当選されました。

当選されました新井重一郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

3番、新井重一郎議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（3番 新井重一郎議員登壇）

3番（新井重一郎議員） おはようございます。今ご指名いただきました新井でございます。副議長といたしまして、小菅議長を補佐いたしまして、議会運営がスムーズに行われますように努めたい

と思いますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

○諸報告

議長（小菅高信議員） 次に、諸報告を行います。

監査委員から例月出納検査並びに定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員の説明を求めます。

町田監査委員。

(町田靖夫監査委員登壇)

町田靖夫監査委員 監査委員の町田でございます。例月出納検査の結果及び定例監査の結果についてご説明いたします。

お手元に配付されております報告書は、平成28年6月から9月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、並びに水道事業会計について検査を実施したものでございます。

これらについて検査しましたところ、一般会計及び歳入歳出外現金、並びに水道事業会計のいずれも現金出納簿の各月末残高は検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、歳計現金等については、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切でありました。

なお、平成28年9月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は12億4,539万5,206円、並びに平成28年9月末現在の水道事業会計の残高は34億2,891万5,416円であることを確認いたしました。

次に、定例監査につきましては、平成27年度における事務局、秩父クリーンセンター、秩父環境衛生センター及び28年度における事務局、秩父クリーンセンター、秩父環境衛生センター、並びに28年度における水道局経営企画課、契約検査課、吉田事務所、大滝・荒川事務所の事務事業の執行状況及び業務の管理運営状況等について監査を実施いたしました。実施に当たりましては、監査に関する資料の提出を求め、各所属長から説明を受けました。これらの監査の結果、関係法令、条例等に基づき適正に処理されているものと認められました。細部につきましては、お手元に配付されております結果報告書をごらんいただきたいと思います。と存じます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長（小菅高信議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

書記に朗読いたさせます。

(濱田雅之書記登壇)

濱田雅之書記 …… (朗読) ……

秩広管発第355号

平成28年11月18日

秩父広域市町村圏組合議会

議長 小菅 高 信 様

秩父広域市町村圏組合

管理者 久喜 邦 康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

議案第25号 平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第26号 秩父広域市町村圏組合情報公開条例

議案第27号 秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例

議案第28号 秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例

議案第29号 平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）

議案第30号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）

議長（小菅高信議員） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（小菅高信議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 広域議員の皆様、おはようございます。議長さんからお許しをいただきましたので、一言管理者としてのご挨拶をさせていただきます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合11月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともども大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

まず、火葬場のお話をさせていただきたいと存じます。10月1日から新火葬場が運営を始めました。10月が1カ月間で120件の火葬、11月15日までの半月間で76件の火葬を行っております。火葬につきましてはトラブルもなく業務ができておりますが、駐車場の整備を初めとする外構工事の完了を来年3月に予定しておりますので、ご来場いただいている方々には大変ご不便をおかけしております。そこで、葬祭場業者に広域のほうから、駐車場が工事中であることを会葬者の皆様にお伝えさせていただきたいという願いをし、車でのご来場を控えていただき、バス利用にご協力いただきたいという願いをして、そのようにしていただいております。議員の皆様におかれましても、

それぞれの地域の住民の方々にお話しただけであればありがたいというふうに住みますので、ぜひともご協力をお願いいたします。繰り返して申し上げますが、駐車場が足りないという状況ですので、車でのご利用を控えていただき、場合によっては乗り合わせ等々、そしてまたバス等々を利用していただきたいというご案内をしていただければ幸いに存じます。

皆様方からは、大変いい火葬場ができたというお褒めの言葉をたくさんいただいております。そういう中におきましても、10月24日、テレビ東京でワールドビジネスサテライト、11時から12時という、そういう時間帯のテレビ報道番組でございますが、ここでこの新火葬場が放映をされました。ごらんになった方も多いかというふうに思いますが、新火葬場の紹介と併せて、私から建設の経緯等の話をさせていただきました。地元の方々のご理解をいただきまして、これからも引き続き人生の終えんの場にふさわしい施設として運営をしてまいりたいと存じます。なお、申し添えさせていただきますと、外構工事が終了した後ですが、来年の3月19日に新火葬場竣工式典を行う予定としております。議員の皆様には改めてご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。竣工式典、来年3月19日という内容です。

さて、話題を変えますと、皆様ももう既に新聞記事等々でご存じかと思いますが、秩父祭、秩父夜祭ですね、この屋台行事と神楽を初めとする18府県、33件のお祭りで構成する「山・鉾・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産へ登録するよう勧告がございました。この勧告を受けまして、11月末から行われる政府間委員会において審議され、登録に関する最終決定がされる予定でございます。このことは大変喜ばしいこととして、秩父を国際的にPRすることにつながるものと考えております。今年は12月3日が土曜日ということで、大変多くのお客様にお越しいただくというふうに思います。聞くところによりますと、西武鉄道レッドアローの特急券、これがインターネット予約が殺到して、サーバーがダウンしてしまったというふうにも伺っております。このような状況でございますので、消防本部、署でも全職員で警備体制をとりますので、お越しいただいた皆様が安心して楽しんでいただけるように準備を進めてまいりたいと存じます。

それでは、本日執行部で提案いたします議案の概要についてお話をさせていただきます。

まず議案第25号 平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、議会の認定を得たいために提出するものでございます。

議案第26号 秩父広域市町村圏組合情報公開条例ですが、行政情報の公開の推進を図ることによって、地方自治の本旨に即した圏域住民主体の組合行政の運営に関し必要な事項を定めたいため、提案するものでございます。

議案第27号 秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例は、個人情報の適正な取り扱いと個人情報の開示や訂正方法などについて、個人情報の保護に関し必要な事項を定めたいため、提案するものでございます。

議案第28号 秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例は、情報公開条例、個人

情報保護条例に定める諸手続の適正かつ円滑な運用を図るため、提案するものでございます。

そして、議案第29号 平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）は、歳入では平成27年度一般会計歳入歳出決算に伴う繰越金の補正を行い、そしてまた歳出では人件費等所要の補正を行うために提出するものでございます。

議案第30号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）は、薬品費と土地購入費を主なものとする所要の補正を行いたいために提出するものでございます。

以上、議案の概要を申し上げましたが、詳細につきましてはこれから各担当からご説明を申し上げますので、十分ご審議をいただき、それぞれご可決賜りますようお願いを申し上げます。

これから年末を控え、各市町の12月定例会などございますので、議員各位におかれましては何かとお忙しいと存じます。どうか健康にはご留意いただき、一層のご活躍をされ、各市町の発展を初め、本圏域全体がますます発展するためにご尽力賜りますように心からご祈念申し上げ、管理者としてのご挨拶とさせていただきます。では、本日の会議、よろしく願いいたします。

○一般質問

議長（小菅高信議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も、要点を簡明に述べられるように特にお願いしておきます。

それでは、発言を許します。

1番、江田治雄議員。

（1番 江田治雄議員登壇）

1番（江田治雄議員） どうも皆さん、おはようございます。1番、秩父市の江田治雄です。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をした2点につきまして質問をいたします。

傍聴にお越しの皆様、広域議会に関心を寄せていただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、水道事業についてであります。皆さんご存じのとおり、平成23年10月に秩父地域水道広域化準備室が立ち上がり、以来さまざまな協議を経て、この4月からスタートをいたしました。きょうはこの後3名の方から水道事業についての質問があるようですが、私からはこのスタートしたばかりの水道局ですが、滑り出しの総体的な事業の進捗状況をお聞きしたいと思います。先日秩父広域水道だより秋号をいただきました。その中に、工事の入札結果一覧表も確認することができました。契約状況等も埼玉県との共同入札システムで確認できますが、特に問題なく進んでいるのか、業務内容について伺いたいと思います。

さらに、全国的にこの水道事業については非常に関心のある事業であります。広域合併をしたということは、画期的なことだと認識をしております。そこで、先進地事例として外部からの視察等

もあると思います。恐らく講演依頼等も来ているのではないかと推測しますが、その対応と実績も併せて伺います。

2番目として、秩父クリーンセンターに関しての質問であります。地球温暖化対策の新しい国際的枠組みとなるパリ協定が11月4日に発効されました。協定の詳細ルールを協議するCOP22が今月7日から、きょう18日までの予定でモロッコで開催されています。近いうちこのルールが示されるものと思います。地球温暖化による影響で、世界レベルで大きな災害、地球の変化によりさまざまな生態系の変化等問題が発生をしております。国内でも、ゲリラ豪雨等の災害や天候不順による農作物の不作が続いており、野菜の高値等が続いております。今まで台風の影響が少なかった北海道にも幾つも上陸し、農業大国が大きな被害をこうむりました。我々の生活にも影響が出ております。この問題を対岸の火事として見ているわけにはいかないと私は思っております。新聞報道でも、日本の温暖化対策は急務であると報じられています。非常に大きな問題であります。私たちが家庭でできることから、始めなければならないと思っております。

きょうは、この秩父クリーンセンターの関連について質問をいたします。広域組合ホームページからクリーンセンターに飛ぶと、発電設備の発電量の実績が公表されており、その脇にCO₂削減効果の数値が示されています。その表示の計測と削減効果はどのように比較した数値なのか、そして、その根拠を伺いたしたいと思います。

以上、壇上からの質問とします。

議長（小菅高信議員） 1番、江田治雄議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 江田議員の1、水道事業の進捗状況についてお答えいたします。

議員にはご心配をいただきましたが、入札執行は順調に進んでおります。業務内容でございますが、工事及び業務委託の案件を埼玉県電子入札共同システムにより、原則電子入札にて進めております。ただし、電子入札が不可能な事業所には紙による執行も併せて行っている状況でございます。建設工事等の検査業務でございますが、契約検査課で入札を執行した工事、業務委託の内容について適正に執行されているのかを実地検査、書面検査により確認をしております。平成28年10月31日現在の執行状況でございますが、契約件数が57件、検査実地件数3件でございます。なお、今年度は2年に1度実施している建設工事等と物品等の2つの入札資格申請の受け付け業務を実施しております。少ない職員の中、他課の協力を得ながら業務を進めている状況でございます。

続きまして、視察の受け入れ及び講演依頼等の対応状況にお答えいたします。このたびの秩父地域の水道事業広域化は、全国から高い注目を受けておまして、県内外の自治体議会からの視察の受け入れや各種研修会などからの講演依頼も多数いただいております。今年度の対応状況でございますが、水道広域化や官民連携に関しての視察の受け入れが12件、各種研修会や講師派遣依頼が9件、

テレビ、新聞などのメディア取材も4件受けております。また、水道関連の新聞、業界紙への執筆依頼や国際協力機構JICAの研修として、ラオス人民共和国からの研修生も受け入れております。視察の受け入れにつきましては、遠くは九州福岡県や大分県、関西では大阪府や奈良県、また関東の各県からお越しをいただいております。研修会などの講師依頼につきましては、東北や中部地方、山梨や東京といった近都県にも伺っております。視察の受け入れや講師派遣による出張は、事前準備には相当な時間と労力を要するため、担当する課や職員に大きな負担となるわけですが、反面他の事業体、団体との交流を通じて学ぶ点も多分にあることから、今後も広域化、先進地として積極的に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） クリーンセンター所長。

（野澤好博秩父クリーンセンター所長登壇）

野澤好博秩父クリーンセンター所長 江田議員のご質問のうち、秩父クリーンセンターCO₂削減効果の数値についてお答えいたします。

まず、秩父クリーンセンターにおけるCO₂削減対策の取り組み状況でございますけれども、平成24年度から26年度の3カ年で実施いたしました基幹的設備改良工事によりまして、設備機器更新による省電力化と新たに蒸気タービン発電設備を設置いたしました。この工事では、老朽化した設備の各機器を更新する際に、使用する電力の少ない機器に更新する省電力化を図るとともに、発電設備の運転により焼却炉の稼働中は所内で使用する電力を全て賄い、さらに余剰電力は電力会社へ売却しております。平成26年8月の稼働開始からの本年10月末までの発電実績につきましては、約2,174万9,000キロワットアワーを発電しており、この発電電力量をCO₂ガス排出量に換算いたしますと、約1万2,201トンに相当いたします。この発電電力量をCO₂ガス排出量に換算した数値が議員からご質問のございました組合ホームページに掲載されておりますCO₂削減効果の数値となっております。

この数値は、クリーンセンター発電設備で発電された電力量に基幹的設備改良工事で計画したCO₂削減計画書に基づく電力のCO₂の排出係数を乗じて得た数値でございます。このCO₂排出係数は、電気事業者がそれぞれ供給した電気の発電に伴いまして、石炭、石油、天然ガス等の燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素、これCO₂の量ですけれども、これをもとに算出された数値でありまして、1キロワットアワー当たりの電力を供給するために排出される二酸化炭素、CO₂の排出量の目安となるものでございます。CO₂排出係数は、電気事業者ごとに数字が異なりますが、クリーンセンターCO₂削減計画書では、使用している排出係数は当時電力の供給を受けておりました東京電力株式会社の排出係数を適用しております。これにより、クリーンセンターの発電設備の稼働による電力の供給におきまして、約1万2,000トンのCO₂ガスの排出削減がなされたこととなります。なお、発電電力量の計測につきましては、クリーンセンターで設置しており

まず電力量計で計測された数値となっております。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 1番、江田治雄議員。

1番（江田治雄議員） それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございます。

まず、水道事業なのですけれども、いろいろやはり視察のほうも数が来ているということでありますが、ぜひ職員にも負担があるわけですし、何かやはり秩父地域にとってメリットがあるように、例えば視察の受け入れをした人については、秩父地域に泊まっていただくというような時間帯で受け入れをするとか、やはり秩父に来て視察した後そこで帰るのではなくて、その視察した人たちを1泊でもとどまっているというようなことについても、受け入れる際にそういったPRをしながら、ぜひこの地域に一つでもメリットがあるような受け入れを要望しておきたいと思います。

先ほど局長のほうから答弁がありました。なれない業務の中でいろいろ職員も労働時間が超過しているのではないかなと予測をしております。その辺の超過勤務の管理状況、そしてまた伴って職員の健康状態、そういったことについては現状どのような管理でやっておられるのか、再質問を1点したいと思います。

議長（小菅高信議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 江田議員の再質問にお答えいたします。

水道局職員の時間外勤務につきましては、広域化当初から契約検査課の職員が大分多くなっておりました。議会でもご心配をいただきましたが、当初の試算では4人程度職員が必要なところ、当面は3名で進めますということで行ってございましたが、しかしながらやはり3人では事務量が大きく、継続的な時間外勤務が多くなっております。また、工事発注案件の増加、調整、それから病気休暇の職員の担当業務を処理するため、一部の職員においては時間外勤務が多くなっております。また、突発的に発生する漏水等に対応するための時間外勤務も頻繁に生じております。職員の健康管理につきましては、毎日、朝のミーティングや業務中の様子を通じて、課所長が目を配っておりますが、今後も業務量の増加が懸念されるため、適切な人事管理に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 1番、江田治雄議員。

1番（江田治雄議員） 円滑にいくまでにやはり時間がかかるとお思いますので、水道局の皆さん、全員一丸となって本当に大きな事業が始まったわけでございますので、安心して安く飲める水を供給するべく努力をしていただきたいと思います。

先日実は坂戸、鶴ヶ島水道企業団の中に贈収賄事件が出たということで、60歳の職員が逮捕されるという事案も発生をしております。秩父ではこういったことはないと思いますので、ぜひそういったことにも十分配慮して頑張ってくださいと思います。

続きましてクリーンセンターに関しての再質問をしたいと思います。発電設備をつくったことよっての削減ができているという話の中ではありますが、実はおもしろい、興味深い記事を見つけました。これは10月24日の読売新聞の朝刊にありましたが、焼却炉のCO₂を回収をして、それを売却をするというシステムができたという記事がありました。これは九州の佐賀市の清掃工場、いわゆるごみを燃やした後の排ガスから分離をして、ピュアな二酸化炭素を有効利用するという、画期的な事業なのです。これは非常に温暖化の原因となるCO₂を回収をして商業利用するという、これ全国で初めての施設だそうですが、8月から試験稼働が始まったそうであります。内容は、そのCO₂をアルカリ性の特殊な水溶液を通すのだそうです。そうすると、その濃度99%のCO₂が1日約10トン回収をできて、その回収したCO₂は清掃工場の隣にある開発民間会社が買い取るというシステムだそうであります。高濃度のCO₂はヘマトコッカスと呼ばれて、微細藻類の大量培養に利用されるそうです。いわゆる藻類です。それを佐賀市が行った結果では、高濃度のCO₂で育てた野菜は通常の大気より1.5倍速く大きく育つというものだそうです。大量培養に可能となり、近々これを大々的に商品販売に踏み切るという記事でありました。この施設は、環境省の補助金を受けてつくったというふうに記事がありました。

そこで、再質問なのですが、非常にこういったCO₂の問題は削減をしながら、いろいろメリットあるものについて開発をしていくということについて、この秩父クリーンセンターは将来的にこういったような事業について研究をしていく考えがあるか、ないか、お尋ねをしたいと思います。なお、このことについては久喜管理者にも一緒に現時点での考えで結構です。お尋ねをしたいと思います。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 江田議員の再質問にお答えいたします。

地球温暖化対策につきましては、世界的なテーマでございまして、CO₂の排出源でございます化石燃料を使用いたしました熱エネルギーを享受している我々人間一人一人が、取り組まなければならない大変重要な課題であるというふうに思っております。本組合では、先ほど所長が答弁したとおり、クリーンセンター発電設備の稼働によりまして、所内使用電力の90%以上の削減、またそれを上回る余剰電力の売却によりまして、CO₂の削減に大きな効果が生まれているというふうに思っております。議員からお話のありましたとおり、新たな技術革新によりまして、焼却炉の燃焼の排ガスの中に含まれるCO₂を回収いたしまして、それを商業利用するための試験またはそういった事業も行われているというふうに、先ほど報道等もあったということでございますので、今後CO₂削減に関します新技術ですとか、民間技術者の動向等に注意を配りまして情報収集をいたしますとともに、実現可能なCO₂削減対策ですとか取り組みを積極的に検討してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 その記事は、私不勉強ながら存じ上げておりませんでした。これから勉強させていただきますけれども、そのような先進的な事例、二酸化炭素と野菜栽培という、これは光合成ということでも非常に有効だというふうに思いますし、またこのような技術開発というのは、イノベーションというのはいろいろ起こってくるのではないかと思うのです。そういうところで最先端のものを導入するという考え方、特に野菜というのには相性のいいものだというふうに思いますので、そういう意味でいろいろこれから研究していきたいというふうに思います。どうか議員におかれましても、いろいろな情報をこちらのほうにお寄せいただければありがたいと存じますので、よろしくお願いたします。

議長（小菅高信議員） 1番、江田議員。

1番（江田治雄議員） ぜひ前向きに検討をお願いをしたいと思います。万が一こういった工場のほうが誘致できることによって、企業誘致の一端にもなるわけでありまして、それがひいては地域活性化のもとにもなるわけですし、国もいろんな補助金を出しているようでございますので、そういったところも足繁く通っていただいて、前向きに検討をお願いをしたいと思います。

以上で1番、江田、終わります。

議長（小菅高信議員） 1番、江田治雄議員の一般質問をこれで終わります。

次に、5番、斎藤捷栄議員。

（5番 斎藤捷栄議員登壇）

5番（斎藤捷栄議員） 5番、日本共産党の斎藤捷栄でございます。本日は通告に従いまして3項目の質問をさせていただきますが、いずれの質問も私の議員としての基本理念であります市民生活の安心、安全を求めてという立場に基づいたものであることとお断りをいたしまして質問に入りたいと思います。

まず、大きな1項目、新火葬場についてであります。長年の大きな懸案でありました火葬場がよいよ完成をいたしまして、供用開始がなされました。私も先月何件かの葬儀に参列をし、火葬場にも伺わせていただきました。その折にも複数の方から感想などを聞かせていただきました。その後も新火葬場を体験された方々からさまざまな声が寄せられました。総じて明るくて気持ちがいい、木がふんだんに使ってあってぬくもりが感じられるというふうな好評的なものが多かったわけですが、一方では気になる意見も寄せられました。そこで、本日はそれら気になる声の幾つかを紹介し、質問をしたいと思います。

まず1つ目は、告別室、収骨室についてであります。広い通路から自動ドアを介して告別室がしつらえられています。この告別室に入り切れない人が通路にあふれるという声があります。せっかく自動ドアがしつらえられ、他の会葬者と顔を合わせることなく最後のお別れや収骨ができるはず

の部屋であります、人の流れがどうもまくいかない。入り口付近に集中して、ドアも閉まらないといった状況が見られるようであります。私が参列をした場合も同様の現象が見られました。私が考えるには、祭壇の位置、配置に難があるのではないかと思います。入り口に対して直角方向に祭壇がありますが、これが正面にあれば、部屋の形からしても入り口付近の混雑、集中は避けられるのではないかと考えられますが、しかし火葬炉との配置の関係から、これを可能とするには祭壇の移動という問題、作業が加わり、困難なようであります。そこで、何だかの方策を講じて会葬者の流れ、動線を工夫し、入り口付近の人を奥に誘導する手だてがとれないか、そういう努力をすべきではないかと考えますが、考え方を伺いたいと思います。

2つ目は、火葬場で働く職員の問題であります。斎場職員と葬祭業者との役割分担です。会葬者から伺った声に、あそこは公営でやっているはずなのに、何だか葬祭業者の職員が働いているようだが、一体どうしているのかとの声があります。また、どうやら新火葬場の運営は、どうも葬祭業者に任せて委託でやっているらしいなどの声も聞かれました。そこで、伺うわけですが、葬祭業者との委託関係という話を含めて、火葬場職員と葬祭業者職員との役割分担というか、その辺の関係について伺っておきたいというふうに思います。

2つ目の項目は、水道事業についてであります。過日の全員協議会において、補助率は3分の1ではなくて、65%にとどまるという話がひとり歩きしているとして、一定の説明がされました。しかし、私が思うにはひとり歩きをしているのは65%という話ではなくて、むしろ3分の1という話なのではないかというふうに考えます。

そこで、質問をしていきたいというふうに考えます。広域化に向けて最大のメリットは、今後想定される老朽管布設替え等の施設更新事業に対して、3分の1の国庫補助が受けられるということ、その説明によって1市4町の説明会でもこの説明が一貫してなされてきたわけであります。それが最近になって、実は3分の1ではなくて、実態は3分の1の約60%相当額であるらしいとの話題が人々の口の端に上るようになったことから、先日の全員協議会で説明が新たに議員に対してされたと認識しているが、そういう認識で果たしていいのでしょうか。これが第1点の質問であります。

次にお伺いしたいのは、広域化した水道局の水道事業運営基盤強化推進等事業に対して、国庫補助対象事業には一つとして広域水道圏広域化事業、そしてもう一つは広域水道圏運営基盤強化事業と2つの事業があるという理解で間違いはないかどうか、確認をしておきたいと思います。

次の質問は、過日の全員協議会の説明では、300という仮定の事業費に対して3分の1の補助率では100となると、しかし内示によってその100が65%になると、したがって実質的な補助率は、その工事に対しての発注契約工事額によって変化してくると、その場合でも65は不変であるという説明がありました。65という割合は、そのものが不変であるのかどうなのか、この正否について伺いたいと思います。

最後の質問は、その65という数字が固定化率でないとするならば、その内示金額つまり内示率は

どういう根拠で、どういうふうに動くのか、このことについてお答えをいただきたいと思います。

さて、最後の質問、開かれた議会、情報公開についてであります。この質問に当たっては、私は今議会に情報公開条例を初めとする条例制定の議案が提出されるということを実は知りませんでした。したがって、広域組合には情報公開条例もない。したがって、知りたい情報がつかめないなどの問題があり、また私の知人からは水道局に情報公開を求めたが、断られたといった事例を聞かされたりしたところから、条例制定に関しての意向なども伺いたいと思っておりました。ところが、今回この条例案が提示をされたわけでありますから、きょうはその条例案の策定に際して力を入れた点、力点、留意点などがどんなところにあったのか、このことについてお伺いをしておきたいというふうに思います。

壇上からの質問は以上であります。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 斎藤議員の1の新火葬場供用開始に伴う諸問題について、まず告别室、収骨室についての運用に関する問題につきましてお答え申し上げます。

ご案内のとおり、新斎場の設計に当たりましては、建築費を抑えるために想定されます最大の会葬者数により設計するのでなくて、旧斎場の使用件数の8割以上が50人以下の会葬者でおさまっていることから、50人程度収容できるような各室を設計してございます。このため50人を超える会葬者がある場合には、待合室の場合には複数の2部屋を借りてもらって対応してもらおうというようなことが可能かと存じます。お話ありました告别、収骨室でございませうけれども、これも50人を対象に設計してあるわけでごさいます、ただここは議員さんもお案内と存じませうけれども、告别ホールという手前の通路と告别ホールを兼ねた空間になっておりますので、そういった使用勝手をしております。

そういった面では新斎場の諸室の広さ等々につきましては十分な広さが確保されているというふうに私どもは理解をしておりますが、しかし告别、収骨室につきましては一つの空間となっておりますので、一般の会葬者につきましては故人の近親者等の遠慮もあるかどうかはしれませうけれども、議員のご指摘のあったとおり、どうしても火葬炉とは反対側の告别ホール側に集まる傾向がございます。このため係員が火葬炉近傍に会葬者をふだんは誘導しております。比較的少人数でも、しかし室内には偏りが生じまして、会葬者が告别ホール側に出てしまうことが見受けられることが多々ございます。先ほど申しましたとおり、告别ホールにつきましては会葬者がお別れなどの際に、告别、収骨室併せまして告别ホールと一緒に使用することで設計してございます。また、告别、収骨室は告别時と収骨時では祭壇等の備品の配置が異なりますが、会葬者の安全を考えまして、最小限の備品の移動で対応できるように一応配置しているというものでございます。しかし、今後より多くの会葬者が室内に入ることができますように、会葬者の誘導をよりわかりやすく行うとともに、ひ

つぎの位置、そういったものを火葬炉に近づけたり、そういった工夫もいたしまして、会葬者の動線を工夫などいたしまして、室内空間をより広く使えるように調整をしてみたいと思っております。

次に、斎場職員の役割分担等に関するご質問でございますけれども、新斎場の建物でございますけれども、これもやっぱり設計をするに当たりまして、できる限り案内人が不在の場合でも可能な限り会葬者が目的の場所へ容易に移動できるように各室への順路をシンプルに計画いたしまして、案内表示なども適切に配置してございます。これらは運営コストを下げることに寄与いたしますし、順路が複雑でわかりづらい施設と異なりまして、基本的には案内人が不要な設計を目指したものでございます。また、近年は多くの火葬場において葬祭業者がサービスの一環といたしまして会葬者への場内案内をしていただいておりますけれども、秩父斎場においても職員と葬祭業者が協力することで、できる限り少ない人員で斎場運営をしているという形でございます。

具体的には、斎場の職員では火葬、告別、収骨というご遺体を中心に行う儀式を斎場職員が基本的に行うということで、職員はエントランスでの霊柩車のお迎えからひつぎを火葬炉におさめるまでの間ですとか収骨時におきます会葬者の誘導をしております。また、葬祭業者につきましては、自社の会葬者に対しますサービスとして、場内案内をしていただいておりますので、私どもの考えでは、おのおのの業務区分といたしますか、それがうまく区分できているのではないかとこのように考えております。しかし、今後より円滑に斎場運営を進めるためには、斎場職員のほうでより積極的に会葬者の案内等を行ってまいりたいというふうに考えております。いずれにしても、利用者ファーストを基本理念といたしまして、今後の斎場運営に努めてまいりたいと存じますので、ぜひご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 斎藤議員の2の水道事業についてのご質問につきましてお答えいたします。

初めに11月11日の全員協議会での説明につきましては、永久的に補助率が3分の1の65%にとどまってしまうようなことはないということをお知らせしたかったものでございます。広域化の最大のメリットは、補助対象事業費の3分の1の国庫補助が受けられるとの表現に不足があったことで、ご指摘のとおり誤解を生じさせたと考え、深くおわびを申し上げます。更新事業費等に対して3分の1の国庫補助が受けられるという説明につきましては、1市4町の議員の皆様にもお配りをさせていただいた基本計画の中には、採択されればや交付を目指しますなどの不確定要素を含んだ表記とし、住民説明会でも同様の表現をしてきたつもりでしたが、皆様の捉え方がそのようなものであったとなれば、表現や説明不足があったことは否めず、併せておわびを申し上げます。

2点目の広域化のメニューでございますが、広域化事業、運営基盤強化等事業の2つで間違いご

ございません。

3点目、過日のご説明の中で65につきましては割合ではなく、内示された金額と捉えていただきたいと存じます。

最後に、4点目でございますが、内示金額の変化する根拠でございますが、仮に事業費が300で270で落札された場合であっても内示額の65、金額は変化しないということから、割合が変化するというものでございます。例えば補助率が3分の1が65%ではなく、補助対象額が270であった場合には72%ということになります。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 管理課長。

（富田豊彦専門員兼管理課長登壇）

富田豊彦専門員兼管理課長 それでは、斎藤議員の3、開かれた議会、情報公開につきましてお答えをいたします。

組合では、情報公開に関する条例等の規定が整備されておりましたので、公開請求に対しましては行政機関の情報公開に関する法律、個人情報の保護に関する法律等、それらの趣旨を踏まえて決裁により公開の決定等の手続をしてまいりました。議員からただいまお話がありましたように、本定例会に秩父広域市町村圏組合情報公開条例を初めとする関係条例を提案させていただきました。議員からこれらの条例の制定に当たっての留意点等というようなお話をいただいたわけですが、これらの条例、ご審議の上、ご可決賜りましたら、関係規程に基づき住民の知る権利を保障し、適正に情報公開を進めていきたいというふうに考えてございます。なお、公正で開かれた組合行政を推進するためには、職員一人一人が情報公開制度に対する理解も必要と考えますので、職員の周知等にも努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） それぞれに答弁をいただきました。ここで議長に1点確認をしたいことがございますが、よろしいでしょうか。

議長（小菅高信議員） はい。

5番（斎藤捷栄議員） 質問は、私今回3項目挙げております。ここしばらくぶりに議会に復帰いたしまして、ちょっと確認しておきたいのですが、この再質問についてですが、これ1項目について3回ずつという理解でよろしいのでしょうか。それとも全体について3回ということなのでしょうか。

議長（小菅高信議員） 皆さんで協議してもらった、あるいはこの質問事項の1、2、3とありますが、この1つずつについて3回ということですから、だから1回目が全部今終わったということですね。1項目ごとに3回でお願いいたします。

5 番（斎藤捷栄議員） わかりました。ありがとうございます。そこら辺のところの確認できませんと、再質問の内容が変わってまいりますので、確認をさせていただきました。

それでは、それぞれについて再質問をしたいと思います。

（「議事進行したほうがいいのではないの」「休憩」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） では、休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時03分

議長（小菅高信議員） 再開いたします。

5 番、斎藤捷栄議員。

5 番（斎藤捷栄議員） 5 番です。それでは、火葬場の問題について再質問をいたします。これは、いずれにいたしましても長年の願いであった火葬場の供用開始でございますので、さまざまな人から、さまざまな声を聞きながら来年4月の本供用開始に向けて、よりよいサービスが提供できるように努めていくということは当然のことになります。そのために会葬者の声をアンケートで聞くとか、あるいは利用者の声を、会葬者と利用者というのは区別させていただきますが、会葬者は一般の会葬者、利用者というのはいわゆる葬儀を行った者というふうにご理解をいただきたいのですが、それらの声を聞く、訪問をして声を聞くなど、さまざまな手だてが考えられるというふうに思いますが、そうして多くの声を聞く機会を設けるべきであろうというふうに考えますが、この辺についてのお考えを1点伺います。

もう一つ、内覧会のときに、内覧会の段階でないと入れませんから、私女子トイレにも入らせていただきました。個室の中に子供用の椅子がないことに気がつきました。確かにおむつがえの台はあるのです。ところが、個室の中に椅子がないために、個室と一緒に子供を連れて入ることができません。おむつ交換台の上に置いておいて、転落をするという事故がこのところ相次いでいます。そういったことから、これは早急に個室の中に子供の座るための椅子、これを設置すべきと考えますが、このことについてお伺いをいたします。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 斎藤議員の再質問にお答え申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、やはり利用者ですとか会葬者の声を聞くのは非常に大事なことであると思っております。先ほども私申し上げましたけれども、利用者ファーストを一番の旨として運営してまいりたいと思っておりますので、そういった利用者へのアンケートの実施ですとか、会葬者、

一般の方々のご意見等をいただけるようなご意見箱の設置などを検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、女子トイレ個室の件です。子供用の椅子というのですか、それにつきましてはご意見等いただきましたので、今検討しておりますので、またその結果につきましては決まり次第ご報告をさせていただきますと思っております。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 5番、斎藤議員。

5番（斎藤捷栄議員） 火葬場については前向きな答弁をいただきました。これで終わりにしたいと思えます。

次に、順が逆になりますが、開かれた議会のことについて、再質問というかコメントを1点しておきたいと思えます。いずれにしても、この条例が今回制定をされるということになるかと思えます。それらの適正な運用に向けて、しっかりと進めていっていただきたいということをお話をさせていただいて、これについても終わります。

続きまして、水道事業について再質問を行いたいと思えます。今の質問の最後の65が固定比率でないとするなら、その内示の金額が変わる根拠は何かということに対する答弁については、どうも質問の趣旨と違う答弁がされたようであります。これは契約金額がどうなったかとか、そういうことではなくて、その内示の金額が変わるのは何によるものなのかということをお伺いしたいわけありますので、それをもう一度明確にご答弁をいただきたいというふうに思えます。つまり改めて伺うことになると、その補助対象外工事というのがある。そのために変わるというふうに私は理解しているのです。それが今の説明ではそうでなかったと、ですからその辺のところをやはりもう一度明らかにしていただきたいというふうに思えます。

それと、併せて補助対象工事額というのがどういうふうに変化をするのか、実質補助額というのは、それにつれてどういうふうに変化をしていくのかということをお伺いしたい。つまり補助対象外工事とはどういう工事が入ってくるのかということをお伺いしたいわけあります。3回しか質問ができませんので、今最初に伺ったことを一度確認しておいてでないと、次へ本当は進めないのですが、やむを得ず前へ進みます。工事高のうち、補助対象工事高が幾らになるかによって補助額、補助率が変わるということは、極論すれば補助率3分の1の100%の場合も、逆に補助率100%がゼロ%になると、1円の補助も受けられないということもあり得ることになるわけあります。そういう認識で間違いはないのかどうなのかということについてお伺いしておきたいと思えます。

議長（小菅高信議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 斎藤議員の再質問につきましてお答えをさせていただきます。

先ほどの最初の質問のご答弁の中で、ご質問された内容と回答の答弁が違うということなのですが、先ほども申し上げましたが、工事等につきましては補助対象となる事業がございます。その中から補助基本額の3分の1が実質補助額になるということでご答弁したつもりでございます。

次に、2点目の補助対象外工事でございますが、他会計から負担をいただく消火栓工事、個人所有の給水管の工事、建築工事費及びこれに伴う外構工事費、工事の精算設計業務委託などが対象外となるものでございます。

3点目の補助対象工事高による補助額、補助率の変わるとのご質問でございますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、補助率があくまでも国の採択基準に示された3分の1を県が採択をし、100%交付内示を受ければ要望額が全額交付ということになりますが、ただし国の予算の枠に対して全国の要望額が現在大幅に上回っているのが実情でございます。今回のように100%を下回るようなことが予想され、議員のご心配のゼロになり得る可能性はないとは言いきれませんが、引き続き国、県のほうに要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 5番、斎藤議員。

5番（斎藤捷栄議員） 工事の内容、それらによって補助額が変わってくるということが明らかになりました。ここで今私ある資料を手元に持っているわけでありまして、今年度つまり28年度の交付金要請額は、広域化事業分が補助基本額7億3,490万5,000円で、補助金額が2億4,496万8,000円、それから運営基盤強化事業分が補助基本額7億3,176万9,000円、それに対して補助金額が2億4,392万3,000円となっています。これはそれぞれ補助基本額に対する補助金額の割合は3分の1であります。それに対して、内示額はそれぞれ1億5,710万8,000円、それから1億5,643万8,000円となっています。これについては、間違いがないかということを確認しておきたいと思いますが、これに基づいて計算をすると補助金額比率では3分の1、つまり補助金額は確かに3分の1、33.33%となっているのでありますが、補助基本額に対するこの補助内示額、つまり実際に補助を受けられる金額というのは、4.68分の1なのです。21.37%にとどまっている。このことも確認したいと思いますが、これについては間違いがないかということを確認しておきたいと思います。

次に、これまで施設更新計画に基づいた計画金額は10年間で333億円だと、よく一口に言われてきました。そういう説明が1市4町の説明会でもされてきたわけでありまして。したがって、既に述べてきたように、補助金額はその3分の1、111億円もらえるのだと説明をされ、そう思われてきたわけでありまして。ところが、そうはならないということが今回の質問で明らかとなってきました。そこで、端的に質問をいたしますが、今後10年間の計画工事高とされる金額は、333億円と言われていた金額ですね、これは一体今時点で幾らなのか。そして、それに対する交付見込み額は幾らなのかということをお伺いしておきたいというふうに思います。これが2つ目です。

次は、今回の質問によってこの補助金額の算定方式がかなりというか、おぼろげながらやや解明されてきたなと思うのです。それによって広域化によって、広域水道局として工事する施設更新計画工事に対して3分の1の国庫補助が受けられ、この有利な制度を活用して施設更新を図るためにも、広域化を図らなければならないとされてきた、いわゆる言ってみれば広域化の基本理念、これが崩れかけていると、私は言わざるを得ないだろうというふうに今思っています。つまり言い換えれば、10年間333億円の予定工事に対して、3分の1の111億円の補助金が受けられるという説明は、実は結果的にうそであったということになるのではないかと。こうなると、事は大変重要な問題になるということになります。その辺のことについて改めて所感を伺っておきたいということと同時に、この事業は秩父地域の10年、20年、30年、40年、50年先を見据えた事業であると言われて、もちろんそのとおりです。であるだけに、今回のこの事態を踏まえて、改めて住民説明会を開くなど、十分な住民にとって納得のいく説明を行うことが不可欠であるというふうに私は考えますが、この辺に対する考え方をきちんと伺っておきたいと思います。これについては、通告はしてありませんが、管理者としての意見もありましたら、しっかりと伺っておきたいと思います。

議長（小菅高信議員） これでは最後の質問になりますけれども、よろしいですか。

5番（斎藤捷栄議員） はい。

議長（小菅高信議員） では、答弁を求めます。

水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 斎藤議員の再々質問にお答えいたします。

初めに、交付金の内示額の金額でございますが、先ほど議員さんがお示しされた金額に間違いございません。

続きまして、生活基盤耐震化等交付金の中の広域化に関する補助金の交付申請時の基準割合につきましては、3分の1ということで変わりはございません。補助基本額につきましては、請負差額等により減額したり、現在対象事業についての執行差額があり、今後未執行による事業費を加えましても補助基本額は下がるものと想定されることから、議員ご指摘の21.37%に対して最終的には補助率の3分の1により近い数字ということで予想されます。なお、この数値につきましては、決算において確認できるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、333億円に対しての111億円の補助が受けられるということでございますが、現在経営戦略、それから中長期の計画の中で計画を策定したものを現在見直しをかけてローリングを行っております。今後この数値につきましては、最近の工事の発注に関する労務費の単価の高騰、それから内部内容によりまして多少なりと変更されると思っておりますので、今のところ具体的な数字はきょうはお示しすることはできません。

それから、3点目ですが、先ほどご答弁させていただいたとおり、生活基盤耐震化等交付金の中

の広域化に関する補助金交付申請時の基準割合につきましては、3分の1ということで変わりはございません。申請額の満額をもらえるよう、今後も県に要望してまいります。なお、今後秩父地域の広域化を進めることに当たり、国庫補助につきましては大きな財源措置であることについて変わりはございませんが、この補助制度につきましては広域化を進めない限り対象とならない制度でございます。この補助制度に視点が向いておりますが、広域化につきましては各事業体の事業統合における施設統合効果も大きなメリットと考えております。

4点目の広報活動でございますが、現段階では住民説明会等の開催につきましては検討しておりません。今後も、水道広報紙及びホームページ等により随時必要な内容をお伝えしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 斎藤議員からの私への答弁ということで要請がありましたので、所感を述べさせていただきます。

議員ご指摘のとおり3分の1が出ていないという、そういうことで私もそれは指摘しております。いろいろな打ち合わせ会議等々で、こんなに減ってしまうのかなというところも正直なところありまして、そういう中でも今後3分の1というのを維持していく方向という国の、県からのそういうふうな方向性というのは揺るぎないものであり、そういうような状況でいろいろ国の、また県の状況が変わることによりまして、その補助率も変動するということが予想されます。私は、その補助率云々ということ、これ大切なことなのです。広域化の一つの大きな考え方として、これはその条件が広域の条件の中に入っているところもありますが、でも本当のところ大もとにあるのが、基本にあるのが、やはりそれぞれの市町で旧水道組合、また水道局、水道部等々、そういうところの運営ということを考えたときに、議員の言われるこれから50年、100年ということを見据えた上では、広域化というのは絶対必要だというふうに私は思っています。これは断言できます。

そういうところの中で、いろんな補助率を変更する中でも、それに合わせた形での今後いろいろな形で、その事業の見直しを行ったり、その市町の全体の財政規模に合わせた形での事業の変更ということも余儀なくされることもあろうかというふうに思います。そういうところで、また広域組合議会でいろいろ協議を重ねながら、この事業はどうかとか、いろいろご指摘を受けながら、さまざまところで協議を重ねていき、その財源また補助の状況等を見ながら、今後事業のほうを展開して、広域のほうを進めていくということが私の基本的な考え方です。住民説明会等々、確かにこれ必要な場合には行います。ただ、まずは広域組合議会の皆様にご理解をいただき、そしてそれぞれの方々のご意見を収集した結果の話であって、まずは広域議会を私はファースト、優先させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（小菅高信議員） 以上で5番、斎藤捷栄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時35分

議長（小菅高信議員） 再開いたします。

次に、4番、木村隆彦議員。

（4番 木村隆彦議員登壇）

4番（木村隆彦議員） 皆さん、こんにちは。4番、秩父市の木村隆彦でございます。休憩をとった後なので、しっかりと聞いていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回は水道事業について質問をさせていただきます。水道事業も本年4月に広域化され、老朽管の改修や耐震対応に向けての改修が始まっています。多くの公道の水道管ではありますが、それにつながっている宅地内の水道管も老朽をしているのではないのでしょうか。

そこで、1として、宅地内での漏水状況を伺います。（1）として、過去3年間の漏水件数を伺います。（2）として、漏水による高額支払い者の状況を伺います。宅地内漏水によって高額の水道代が請求されたという方がいます。中には10万円以上の請求があった方もいるようです。一般の家庭で高額な請求があった件数をお伺いをいたします。（3）として、減免の状況について伺います。宅地内漏水をした場合に、減免申請をすることにより、支払い金額の一部が減額されますが、その減免申請件数をお伺いをいたします。

次に、2として、水道局が出している給水装置工事施行要綱の内容についてお伺いをいたします。まず1市4町の地域別水道設備の備品の現在の状況についてお伺いをいたします。給水装置工事施行要綱を見ますと、29年度より申請先が変更になります。そのため事業者の方々は、今までの地域の事務所で対応できたものが、別所の秩父広域水道お客様センターに統一されます。例えば小鹿野の事業者が道路許可申請をするためには、以前は小鹿野事務所でよかったものが、別所まで足を運ばなくてはなりません。非常に不便ではないのでしょうか。29年度も今まで同様に各事務所で対応できないか、お伺いをいたします。

次に、指定使用部品について伺います。例えば水道用の止水栓においても、秩父市と横瀬とでも違ったものを使用しています。また、水道メーターにおいてもロングとショートとの違いがあります。それらの備品を統一するお考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。災害時に、秩父地域

だけでも指定使用部品が違うことにより対応ができない場合があると思います。8月19日に秩父地域管工事業協同組合と防災協定を締結していますが、現在のところ具体的な細則もなく、災害時の対応などどのように考えているのか、お伺いをいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（小菅高信議員） 4番、木村隆彦議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 木村議員の水道事業についてのご質問について、順次お答えいたします。

初めに、（1）の宅地内漏水についてでございますが、平成26年度から本年9月まで1市4町で発生した水道メーターから宅地側の漏水認定件数は、平成26年度が690件、平成27年度は563件、今年度は9月末までとなりますが、273件の申請に対しまして250件の認定でございます。

次に、（2）の今年度に漏水の減免額が10万円以上の高額になった方につきましては、5件でございます。最高額は28万7,355円となります。それから、漏水認定された方の減免内容でございますが、今年度4月から漏水があった検針水量と前3回の検針の平均水量との差を漏水量といたしまして、その漏水量の半分を減免しております。これは統合に当たりまして専門部会で1市2町1組合の減免状況や県北の事業体なども参考に調査研究したところ、その多くが漏水量の半分を減免していることから、これを採用したものでございます。この減免制度につきましては、水道局のホームページや水道だより夏号でもご案内をしておりますが、大切なことでございますので、引き続き周知を図ってまいります。

続きまして、（2）の1市4町の地域別水道設備備品についてお答えいたします。初めに、現在の給水装置工事申請受け付け窓口は、秩父地区を包括業務委託によりちちぶ広域水道お客様センターで受け付けを行っており、平成29年、来年の4月1日からはこれに横瀬、皆野、長瀬、小鹿野地区の受付事務を統合し、一本化する予定であります。この受付窓口を統合する目的につきましては、事務量の削減、技術審査や工事業業者への統一した指導の徹底が行えるものと考えております。

次に、給水装置工事指定品の統一でございますが、統合前の各水道事業体間で指定部品が異なっていたものもあったため、統一できる部材につきましては、すり合わせを行い、統一を図っております。全ての指定部品が統一されていないという理由といたしまして、各事務所、旧事業体単位で維持管理を実施をしておりますので、全ての指定部品を統一することによって同じ同一地区内での操作方法等が異なるということで、備品の混在により維持管理に支障を来すということが考えられます。そのためでございます。

最後に、災害時の対応につきましては、加盟する公益社団法人日本水道協会から出されております地震等緊急時対応の手引及び現在策定中の水道局危機管理マニュアルによって対応することといたしております。また、構成市町の防災計画に飲料水の供給について記載がございますので、水道

協会、構成市町とも連携して対応してまいりたいというふうに考えております。また、本年8月19日付で秩父広域管工事業協同組合と災害時における水道施設復旧に関する協定を締結し、不測の事態に備えているところでございます。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 4番、木村隆彦議員。

4番（木村隆彦議員） 4番、木村でございます。ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

再質問なのですが、2のほうの指定備品についてまず質問をさせていただきます。現在使用されている仕切り弁には右回しと左回しがあり、地域によって異なります。それらの事業者は、今まで培ってきた経験でその地域を把握し、修理備品を持って行って修理に当たっています。しかし、この管工事業の事業者も年々高齢化してきておりまして、また企業としても減少をしてきています。今後その技術を継承していくのも、かなり厳しい状況になっているというのが現在の状況であります。このため、やはり秩父地域で統一した備品を使用することによって、経験が浅くても簡単なマニュアルを見て対応ができるような体制をつくる必要があるかなというふうに思います。現在事業者さんから提案されているものがありまして、それはコック式の止水栓であります。地面下30センチに手を入れて回転させるよりも、角度を45度変えることによって止水ができる止水栓を使用することによって、高齢者の女性の方でも簡単に止水することが可能になります。事業者としても、今後高齢化社会に対応するために、さまざまな研究を行っています。災害時においても、防災協定を結んでいるのであれば、それなりの詳細な行動計画等を検討する必要があると思いますが、これらの課題を解決ために、一度広域管事業者との連携を図る機会が必要だと思っておりますが、当局のほうとしてはどのようなお考えがあるのか、お伺いをいたします。

議長（小菅高信議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 木村議員の再質問にお答えいたします。

管工事業業者で構成される秩父広域管工事業協同組合とは、本年4月と8月の理事会の前の打ち合わせ会議に水道局としても出席をさせていただきまして、懸案事項等についてお話しをさせていただいております。また、5月と9月に開催されました同組合の研修会では、水道局の職員も講師として出席いたしまして給水装置工事施行要領や漏水認定申請、宅内工事の申請などの説明等を行っています。今後も事業者の皆様とはさまざまな機会を通じて課題を共有いたしまして、ともに研さんを重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 4番、木村議員。

4番（木村隆彦議員） ご答弁ありがとうございます。やはり防災協定等を結んでおりますので、それらの細則というか、具体的な行動を一緒になって検討することが必要ではないかなというふうに

思います。組合のほうといたしましても、その対応でそのまま私服で行ったらいいのかヘルメットはどうするのか、そういった普通の業者と差別化、防災協定を結んだ差別化ということもしてもらいたいような話も伺っておりますので、ある程度のそういった詳細な防災計画、行動計画をつくっていただければありがたいというふうなことで、要望も来ておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、1番のほうの宅地内の漏水ですが、お聞きしましたところ、平成26年が690件と、かなりの漏水件数ではないかなというふうに思います。今年度も273件で、許可されたものは250件というふうなことで、地域の老朽管の改修も必要ではあると思うのですが、それなりにやっぱり宅地内の管理というものですか、その辺については本来ならばその宅地の地権者がすべきものであるが、ふだん水道というのはやっぱり蛇口を開いて使っているものの考え方しか家庭内ではないような気がしていますので、ぜひともそういったことを広報することが必要なのではないかなというふうに思います。先ほどのまた10万円以上の金額が5件あるというふうなことでございます。5件というと50万円以上というふうなことで、かなりの金額であります。通常的一般家庭で10万円以上払うというのは、本当に厳しい状況があるのではないかなというふうに思います。この水道局の広報を見ますと、メーターのパイロットを見て漏水を発見してくださいというふうなことで掲載されていますが、メーターを見ている人っているのでしょうかという、メーターを見て漏水に気づくというのは、ほとんど少ないのではないかなというふうに思っております。やはり検針票をいただいて、その数値を見る、また引き落としになってから気づくというふうなことで、どんどん、どんどん漏水の量がふえていってしまっているのではないかなというふうに思います。

それから、減免においてなのですが、広域化される前は秩父市では漏水量を計算して、通常倍率を行って利用者負担は今まで15%ぐらい、最高でも15%ぐらいだったのではないかなというふうに思います。それが現在折半、50%というふうに今回の広域化によって変更をしてくれております。そういった広報というものが現在水道日より出されているというふうなことでありますけれども、年間発行回数が4回というようにお伺いしておりますが、水道日よりだけでいいのでしょうかというふうな疑問もあります。今までは広域化前は各市町で月1回発行された広報紙、秩父でいうと市報があったのではないかなというふうに思います。そういったことによって、12回広報ができたものが水道広域化によって4回の広報になってしまうと、また市報というのは結構の多くの人たちが見て、それを大事な情報だと思ってつづつ家庭内に保管している人もいるのではないかなというふうに思いますので、ここで1市4町各首長さんいらっしゃいますので、必要な情報は水道局の水道日よりというだけでなく、各市町の広報にも掲載することをしていただければというふうに提案をさせていただきますが、管理者のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 確かに広報的なところでは年4回ということになりましたので、支障が生じる場合もあるかというふうに思います。今後理事会のほうで検討させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（小菅高信議員） 以上で4番、木村隆彦議員の一般質問を終わります。

次に、15番、神田武議員。

（15番 神田 武議員登壇）

15番（神田 武議員） 議長から許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

水道事業についてであります。この私の質問事項は、統合して今年の4月1日から実施されております包括業務委託の件であります。皆様が考えれば、何で終わって今始まっていることを今さら質問するかと、こうしたお考えがあらうかと思いますが、私の行政に対する理念は執行部と職員と議員として、地域住民がお互いに信頼関係を持って、理解をして行政を進めなければ、行政のスムーズな実施はできないと、これが基本理念であります。そしてまた、4年半後の新しい水道料金をいかに安く抑えて、1市4町の住民が統合してよかったなど、このような事業を水道局や執行部に行っていただきたい。それには、ある程度の今までやってきたことではなく、職員の執行部の意識改革を求めているのは質問になると、ここを理解して丁寧に答弁をいただきたくお願いを申し上げまして、質問事項に入ります。

昨年の11月に全員協議会において受付、検針業務等の包括的業務委託は、平成28年4月より決定の報告がありました。そして、その先で何人かが質問を始めたところ、これは当初予算で通していただいた議案なので、それを粛々と進めて決定したから報告すると、こういう趣旨の全員協議会で答弁がありました。予算が通ったのなら、これは余り予算と変わらない場合は質問はすべきでないとも諦めて、全員協議会の終了後、直営で今までどおりやるのと委託とどのようなメリットがあるか説明をいただきたいと、こういうお話をしたところ、別紙の2通の説明書を後日これだけ持ってきていただき、言葉の説明も何もありませんでした。私はこれが実施されると、ここに書きましたように、委託した場合1億1,786万2,050円、委託しない場合1億3,027万6,101円、この差額が1,241万4,051円、こういう積算内容でありました。そして、これは内容は受け継ぐ業務の屋内だけを正職員でカウントすると、野外の検針は4事業体が今まで全部委託をしておりました。そして、この内容は正職員が9.4人分、1人当たりの人件費で800万円で計算がありましたが、28年度当初予算で正職員が減にならない。この2通の説明書はどういう理由なのか、どうして別紙のような削減ができなかったのか、お伺いをいたします。

議長（小菅高信議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 神田議員の水道事業についてのご質問につきましてお答えをいたします。

包括的業務委託の実施につきましては、平成28年3月18日開催の秩父広域市町村圏組合議会水道広域化調査特別委員会において、神田議員からのご質問に対しまして高橋水道部長がご答弁を申し上げましたとおり、包括的業務委託を行うことで職員に余力を生み出すことができることから、本来人員を増員して行わなければならない国庫補助事業などの大規模工事や統合当初に必要な事務事業を行う要員についても、増員については厳しいという状況であることから、包括的業務委託により生み出された職員で対応するという一方で、既に削減効果があらわれているということでご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 手が挙がらないけれども、質問しますか、続けますか。

15番、神田議員。

15番（神田 武議員） それでは、久喜管理者にお伺いいたしますが、この広域化に伴う包括的業務委託による効果、これ行っていると思えます。それから、この効果の積算の内容、この2通をもらえば誰が考えても何の説明もなく、何も書いてないのです。この2通だけでいただければ、水道事業が統合して4月1日からこういう効果が出るのだと、誰が考えてもそうに思うのではないですか。これが1点。

そして、議員の各市や町、この説明会でも、町が行う住民説明会でも4つの事業者が一つになれば、統合の効果のメリットが出て、人員が削減されるのだと。それで、50人いる職員がスタート時には1人減って49人になると、何回も何回も説明してきたのです。これは2月定例議会のときも申し上げました、討論で。これが検査業務は広域の事務局に頼もうと思ったら頼めないから、2人ふえて51人のスタートだと、こういう説明だったのです。ただ、今までと違って秩父が単独で秩父市でやって、秩父市が検査するのなら秩父市の一般職でできるわけですが、今度は全く違うので、これ初めからできるわけではないんです。そして、この9.4人正職員が、これは水道局の試算なのです。これが包括ケアシステムで減ると、全く減らない、事業量が今の答弁ですとふえるようなことからこれにスムーズに対応するためにやったので十分な効果が出ていると。そうなら、統合の説明時に、統合すると大げさではなくて大変で、人が大勢要るのです。50人のところ10人ぐらいふやして、60人の体制でやるのだと、こうならわかるのです。これが2点目。ちゃんとした執行部の思いを議員に伝えて、また執行部、住民にもちゃんとした思いを伝えるべきなのです。こういう問題が出てくると、都合のいいような答弁に変わるようにしか私はとれないのです。これが2点目。

そして、業務量が工事が多くなってふえるとか、こういうふうに皆さんは思い込んでいると思うのです。そういうような説明もしてきておりますから、実際3点目なのです、これが。実際ふえているか、ふえていないかと、この数字をこれは私が計算したものではないのです。一昨日水道局からいただいた資料なのです。これを読み上げますから、よく聞いてください。統合する前の26年、これは決算ベースであります。4事業者の工事発注件数が83件、そして金額は13億7,046万6,787円

で、27年が91件、金額が11億1,489万5,837円、統合した今年度、まだこれは全部終わっていないわけですが、今まで件数で39件、金額で12億4,413万2,028円、今年度のもが既にカウントができていると思うのです、もう11月ですから、あと何本請負の件数があり、予定価格が幾らか、これも併せて3点目で答弁をいただきたいと思います。

これから見ると、ふえていないのです。件数は半分なのです。83件、91件が今のところですが39件、これがあとあったって3件が4件だと思うのです。抜群に減っているのです。金額もさして変わらない。これで業務量がふえて忙しくて云々という話も先ほど出ました。水道だけではなくて、広域の各事業所でも残業はあると思うのです。だから、言葉だけでなく、ちゃんと数字で実態を知らせていただければ、私たちも理解はするのです。私は、前の計画を何も変えるのは言語道断なんて言っているつもりはないのです。毎日毎日考えて、少しでもいい方向があれば計画を変更すべきなのです。しかし、変更するときは丁寧に説明をして理解をいただいてやるのが行政の原点だと思うのです。

以上、再質問をいたします。最高責任者の久喜管理者に答弁をお願いいたします。

議長（小菅高信議員） 全部を管理者に今のこと答弁するというだけでなく、事務方の答弁の内容もあるし、数字は事務方の水道局長に答弁させて、管理者には方針だとか思いだとかという、そういうことでよろしいですか。

15番（神田 武議員） はい。

議長（小菅高信議員） 今3点あったようだけれども、数字とかのものについては水道局長に答弁させると。

それと、もう一点申し上げますが、さっき質問の中で包括ケアシステムって一時発言したような気がするのだけれども、そういうふうに本当に言ったかどうか定かではないのだけれども、私の耳には包括ケアシステムと聞こえた部分があったので、包括業務委託のことだと思うのですが、もしそういう記憶があれば訂正してください。なければ、私の記憶違いだと思いますので結構です。

神田議員。

15番（神田 武議員） 議長の今の指摘は、そうであれば包括業務委託に訂正させていただきます。おわびをいたします。

議長（小菅高信議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 神田議員の再質問にお答えいたします。

包括業務委託につきましては、広域化前の平成26年度から業務専門部会の中で検討を進めてきたという状況でございます。この部会で決定を受けた後に、定住の推進委員会において首長に報告をしまして、導入をしていくという方向で決定したという経緯がございます。さらに、平成27年9月25日の特別委員会の中で、包括業務委託について報告をさせていただいておりまして、10月28日、

広域議会で高山市に視察に伺った際、広域化と包括業務委託について説明を受け理解を深めていただいたことと考えております。その後、11月19日には広域議会全員協議会で包括業務委託について9月25日と同様のご説明をしたところです。その後も12月17日の特別委員会、そして本年、先ほど申しあげました3月18日の特別委員会では、今回のような国庫補助を活用して事業を行う場合や事務の統合には人員増を行って対応するというのが一般的なのですが、この包括業務委託によって生み出された職員で事務を進めるということでご理解をいただければというふうに考えております。

2点目の……済みません、1点、2点目が一緒になってしまいました。3点目の工事の件数につきましては、先日確かに神田議員さんが水道局の事務所にお見えになりまして、工事件数はどのくらいかというご質問がありました。その中で各市町、組合の26、27年につきましては、その2つの年度の決算の数字を申しあげました。28年度につきましては、あくまでも契約検査課で行っている電子入札を行った件数、そういったものをご提出をさせていただきます、この数字は今後変動しますということで申し添えたと思います。また、この件数につきましては、各担当課所で行っている件数は含まれておりませんので、先ほど神田議員さんに申しあげた数字が全ての工事発注案件の数ではないということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 神田議員の職員に関しては、一貫して神田議員の主張というのは統一性があるというふうに私は思い、重く受けとめていきたいというふうに思いました。そういう中におきまして、広域化が4月1日から始まって、事業数からいけば、今そういうところでふえたという話もありましたけれども、いずれにしても広域化したことでさまざまな表へ出ないいろいろな業務等々が出ております。私も今回統一した職員と意見交換をする機会もございましたし、それぞれ大変なところで秩父地域全体の中で水道事業を組んでいく上では、やはりこの当初始めたときの職員数、このぐらいからスタートそしてサービスを滞らせないように、そしていろいろなところも意見を聞きながら、そしてまた包括外部委託という形の新たな手法を取り入れて、そして、これから私はだんだん職員が削減できていくというふうに思っておりますので、当初説明会ではそのような説明で誤解を生じたことは私も責任があるかというふうに思います。その点は、おわびをして、今後職員数の削減に向けて、そして結果的には水道料金をいかに抑えていくかという、そういうところに向けてこれからかじを切っていくというふうに思っておりますので、どうかご理解いただきたいと存じます。

議長（小菅高信議員） 15番、神田武議員。

15番（神田 武議員） 先ほどの局長の答弁、28年度はまだ決算が出ないから、これから出るのだと、だから先ほど質問をしたわけです。あと何件残っており、予定はついていると思うのです、金額も。

はっきり把握できない状況なのですか、把握しているのなら私もこんなに一生懸命質問しているのだから、真面目に答弁をしていただきたいのです。

それと、こういうふうにどんどん当初の計画が、大した説明もなく変えられていくと、何回も言うようですが、この統合は3分の1の補助金と統合した合理化で成り立っているのです。3分の1の補助金もちょっと揺らいできているのです、今。合理化は、今私が示したように、職員を10人ぐらいふやさないとできない状況だということなのです。だから、業務委託をして、49人という予定を51人で始めたと、そして4つが一緒になると大変だ、大変だと言葉はこれはわけではないのです。現実を見てください。今までどおり、各事業所でさしたる変わらない人数がやっているのです。だから、契約とか大きな問題はこの別所の水道局でやると、だから統合による、それほどの混乱はないと私は見ているのです。こういうことをくどくど申し上げてもしょうがないので、2月定例議会のときも申し上げましたが、統合する時点で5年後の新料金の方針を出すのが当然だと質問をいたしました。なるだけ早く出すと、こういう答弁をいただいたのですが、来年の第2回目の定例会に出せないですか。私たち議員はどこも再選は妨げないけれども、2年で交代なのです。この3回の定例議会には、私はいない可能性があるのです。だから、最大のことが料金の抑制ができるかどうかなのです。久喜管理者のこの点については確たる信念をお伺いをいたします。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 先ほど答弁した内容の繰り返しになります。料金をできるだけ抑えて、いろいろなことを事業計画をしていきたいというようなことが私の基本的な考え方であり、そのようにご理解いただきたいと存じます。

以上です。

議長（小菅高信議員） 15番、神田武議員の一般質問をこれで終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時17分

再開 午後 1時00分

議長（小菅高信議員） 再開いたします。

先ほど神田議員の一般質問に対して答弁漏れがあり、答弁したいとの申し出が水道局長よりありましたので、これを許します。

水道局長。

(高野明生水道局長登壇)

高野明生水道局長 先ほどの神田議員のご質問の中で答弁漏れがありましたので、改めてご答弁させていただきます。

今後の契約発注件数で何本あるかということですが、契約検査課において発注を行う予定のありますものは、執行中のものを含めて11本でございます。

以上でございます。

○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小菅高信議員) これより議案審議に入ります。

議案第25号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

会計管理者。

(湯本則子会計管理者登壇)

湯本則子会計管理者 議案第25号 平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。平成27年度一般会計歳入歳出合計表でございます。決算額につきましては、1,000円未満切り捨てでご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。歳入額は41億3,536万6,000円、歳出額は33億2,496万6,000円となり、歳入から歳出を差し引いた差引残額は8億1,039万9,000円でございます。このうち、継続費繰越額が5億6,828万2,000円でございますので、平成28年度へ繰り越す実質収支額は2億4,211万7,000円でございます。平成26年度と比較いたしますと、歳入額で2億6,914万5,000円の減額、歳出額で7億9,105万8,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事、消防西分署庁舎建設工事、消防救急デジタル無線設備整備事業の完了により、歳入歳出ともに減額となったものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。一般会計の決算事項別明細書の歳入でございます。数字につきましては、収入済額でご説明を申し上げます。

まず、第1款分担金及び負担金25億2,245万円につきましては、全額市町負担金で、歳入決算額に占める割合は61.00%になります。負担金につきましては、組合を構成する市町から、組合同約に定められました負担区分に従いまして、年3回に分けて納めていただいているものでございます。

次に、16ページ、17ページでございます第6目特別負担金でございます。備考欄の普通交付税分(清掃費)6,831万7,000円につきましては、クリーンセンター建設に伴います起債償還額に対する普通交付税算入部分を、秩父市を通じて国に申請していただき、秩父市に入った地方交付税を組合の特別負担金として納めていただいたものでございます。このほかには、ちちぶ定住自立圏構想に

基づく特別負担金985万円でございます。

次に、第2款使用料及び手数料は2億6,443万4,000円でございます。第2項手数料、第1目清掃手数料、第1節廃棄物処理手数料には、不納欠損額として284万7,000円を計上してございます。これは指定ごみ袋の取り扱い店でありました1業者が破産したことにより、平成22年度から納入されなかったものを滞納繰越額として計上しておりましたが、平成27年9月25日をもって地方自治法第236条第1項に基づく時効を迎えたため不納欠損処分をしたものでございます。また、収入未済額329万6,000円につきましては、平成25年度分の滞納繰越金である持ち込みごみの料金を後払い契約していた業者が破産したことにより納入されなかったものが1件及び平成27年度分有料指定ごみ袋の販売を委託しておりました指定店において銀行間での処理手続上で滞納となったもので、可燃ごみ袋が7件、不燃ごみ袋が4件でございましたが、こちらにつきましては平成28年6月2日までに全て納入されております。

続きまして、第3款国庫支出金は19万4,000円で、前年度と比較して2億9,290万3,000円の減額でございます。主な要因としましては、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事に対する循環型社会形成推進交付金及び消防分署庁舎建設工事に対する森林整備加速化・林業再生事業補助金の減額によるものでございます。

18ページ、19ページに移りまして、第4款県支出金は9万7,000円でございます。

第5款財産収入は307万6,000円で、前年度と比較して408万1,000円の減額となっております。主な要因は、秩父クリーンセンターの鉄スクラップの売払収入が減額となったためでございます。

第6款繰入金は5億2,884万1,000円で、公共施設整備基金からの繰入金となっております。

第7款繰越金は2億6,271万4,000円で、平成26年度からの繰越金でございます。

第8款諸収入は1億2,845万7,000円で、第2項雑入1億2,804万4,000円のうち秩父クリーンセンター売電収入は7,004万8,000円でございます。平成27年度発電実績に関しましては、発電設備を341日間運転し、合計で955万60キロワットを発電いたしました。このうち所内で使用した電力量を除いたものが売電収入となっております。なお、秩父環境衛生センターの有価物売却代金につきましては、缶、瓶、紙類等の売却代で、合計いたしますと5,302万円となります。

20ページ、21ページの第9款組合債は4億2,510万円でございます。これは新火葬場の建設に伴う事業債でございます。

歳入の合計は、予算現額41億2,904万1,000円、調定額41億4,151万1,000円に対し、収入済額は41億3,536万6,000円、不納欠損額は284万7,000円、収入未済額は329万6,000円でございます。

次に、歳出に移ります。22ページ、23ページをお開きください。数字は支出済額でご説明申し上げます。

第1款議会費は266万6,000円で、議員報酬及び定例会3回、臨時会1回の開催経費及び先進地行政視察に係る調査旅費などが主なものでございます。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億1,060万2,000円でございます。このうち職員12名分の給料、職員手当等、共済費及び臨時職員1名分に係る人件費は、合計で9,711万1,000円となっております。なお、本格的な高齢社会を迎える中で、公的年金の支給年齢の引き上げを踏まえ、雇用と年金との連携を図るとともに、職員が長年培った知識、経験、能力などを有効に発揮できるよう、再任用制度により短時間勤務職員2名を消防本部に配置いたしました。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。第2項監査委員費の16万4,000円は、毎月の例月出納検査、決算審査、定例監査を実施していただいた監査委員への報酬でございます。

第3款民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費は5,484万3,000円で、介護認定審査会業務に係る経費でございます。第1節報酬は1,329万7,000円で、審査会委員50名のうち公務員4名を除きました46名分の審査会、研修会を合わせまして延べ人数1,019名分の報酬でございます。給料、職員手当等、共済費は職員4名分の人件費で、合計で2,987万1,000円でございます。

26ページ、27ページをお開きください。第2目自立支援審査会費は1,147万3,000円で、審査会委員報酬及び職員1名分の人件費でございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目結核予防費は1,799万3,000円で、圏域住民など6,701名分の撮影業務や読影業務の委託料が主なものでございます。

第2目循環器検診費713万3,000円は、圏域内市町の小中学生を対象とした心臓検診業務などに係る経費でございます。

28ページ、29ページをお開きください。第3目救急医療施設費は5,506万1,000円でございます。第13節委託料は、初期救急体制確保のための秩父郡市医師会への業務委託でございます。第19節負担金、補助及び交付金は、二次救急における病院群輪番制の3病院への運営助成としての補助金でございます。

第4目斎場費は6億940万5,000円でございます。このうち斎場建設事務担当職員3名分、斎場業務担当職員4名分、嘱託職員2名分に係る人件費は、合計で6,207万9,000円でございます。第13節委託料は1,667万8,000円でございます。主なものは、平成27年度分の新火葬場建設工事監理業務委託料の1,150万円と緩衝緑地除伐枯損木処理業務委託料259万2,000円でございます。

続く30ページ、31ページにございます第15節工事請負費4億9,200万円につきましては、全てが新火葬場建設工事費でございます。第19節負担金、補助及び交付金2,255万6,000円のうち、国道140号からの進入路である市道中央79号線の道路改築工事等に係る負担金として、秩父市へ2,194万5,000円を支出いたしました。

なお、翌年度繰り越しにつきましては、委託料の通次繰越額686万円及び工事請負費の通次繰越額5億6,142万2,000円のうち5億905万3,000円は、新火葬場建設工事の出来高が予定を下回ったことによるものでございます。また、工事請負費の通次繰越額のうち5,236万9,000円は、火葬炉設備工事の設置が完了しなかったため、出来高が発生しなかったことによるものでございます。

第2項清掃費、第1目清掃総務費は5,825万4,000円でございます。このうち第11節需用費、消耗品費には主に指定ごみ袋の製作購入費3,552万9,000円でございます。第13節委託料のうち廃棄物処理手数料収納委託料1,961万4,000円は、指定ごみ袋の販売店に対する委託料で、額面金額の13%を支払ったものでございます。

第2目クリーンセンター費は5億2,603万6,000円となっており、このうち職員5名分及び嘱託員2名分に係る人件費は4,850万3,000円でございます。

32ページ、33ページにございます第13節委託料3億6,597万2,000円につきましては、主にごみ焼却施設運転管理業務、各設備機器点検整備業務及び焼却残渣再資源化処理業務に要する委託料でございます。

次の34ページ、35ページの第15節工事請負費723万6,000円でございますが、電話交換機設備更新工事216万円、電気設備高圧真空遮断器更新工事270万円が主なものとなっております。

第3目環境衛生センター費は1億5,953万7,000円で、人件費は職員4名分で3,986万3,000円でございます。

36ページ、37ページをお開きください。第13節委託料9,722万7,000円の主なものでございますが、廃棄物受け入れ管理資源化業務委託料8,488万8,000円でございます。これは秩父環境衛生センター最終処分場の延命化対策として、埋め立て量を極力少なくするとともに、資源の再利用を図るべく処理委託をしているものでございます。

第4目廃棄物収集費1億8,792万円でございますが、収集業務は合併前の旧秩父市分と旧町村分に分けて業務委託をしております。

次に、38ページ、39ページをお開きください。第5款消防費は13億6,517万7,000円となっており、このうち人件費は職員169名分、12億513万4,000円で、消防費の88.28%を占めております。第13節委託料は2,475万4,000円でございます。主なものとしたしましては、建築物環境衛生管理業務委託料274万3,000円、次の41ページ、消防緊急通信指令施設保守業務委託料1,036万8,000円でございます。

第15節工事請負費は2,453万1,000円で、北分署舗装工事及び看板設置工事702万6,000円、高圧空気充填施設改修工事773万2,000円が主なものでございます。第18節備品購入費1,283万2,000円につきましては、主にちちぶ定住自立圏構想に基づく救急車の機能向上事業及び救急隊員用教育訓練資機材の整備費用として支出いたしました。

最後に、42ページ、43ページをごらんください。第6款公債費は1億5,664万5,000円でございます。

第7款諸支出金は203万3,000円で、公共施設整備基金の利子を同基金に積み立てたものとなっております。

第8款予備費は支出はございません。

歳出合計は予算現額41億2,904万1,000円に対し、支出済額は33億2,496万6,000円でございます。

以上で決算概要の説明を終了いたしますが、この決算につきましては組合監査委員の審査を8月26日に受けまして、決算審査意見書をいただいているところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑がございましたらば、発言願います。

10番、大野議員。

10番（大野伸恵議員） それでは、質問、1点教えていただきたいのですが、ページは31ページなのですが、委託料の関係で予備費より充当ということで95万1,000円が入っています。ちょっと額が大きいのですが、どの委託料が足らなかったのかということをお教えいただきまして、補正とかというのはどうだったのかなということをお教えいただきます。

以上です。

議長（小菅高信議員） 業務課長。

（森下今朝八郎業務課長登壇）

森下今朝八郎業務課長 斎場の分析業務委託料が足りなくなって充当いたしました。何を分析したかといいますと、今までもご説明しておりますけれども、ごみがまじった土質がありましたので、その水質を分析して、安全だということを検証する必要がありましたので、急遽やりました。

以上です。

議長（小菅高信議員） よろしいですか。

10番（大野伸恵議員） いいです。

議長（小菅高信議員） ほかにどなたかございますか。

5番、斎藤議員。

5番（斎藤捷栄議員） 5番です。これまた議長に改めてお伺いをしたいのですが、何点か質問あるのですが、全部まとめていいのでしょうか、それとも一問一答でいいのでしょうか。

議長（小菅高信議員） 議案に対する質疑は、全体で3回というふうに一応内規というか申し合わせで決まっておりますので、どの議案でも3回ということですから。

5番（斎藤捷栄議員） そうすると、一つ一つやっていったのでは間に合わなくなると。

議長（小菅高信議員） 質問事項をよく精査をして願います。

5番（斎藤捷栄議員） わかりました。それでは、何点かにわたって質問をさせていただきます。

まず、10ページ、11ページであります。歳出の部分で概括表が出ております。これを見ますと、不用額がかなりの額計上されています。その不用額の中で、10%を超える不用額が計上されているのが議会費、それから総務費のうちの監査委員費……款でいけば議会費、それから最後の予備費の

2 款であります。とりわけ予備費につきましては総予算の4.9%、差引残高に占める割合は24.95%になります。総不用額に対する割合は85.77%という突出した額になっています。これについて説明をお願いをしたいと思います。これが1点。

次に、17ページになります。ここに手数料が不納欠損と収入未済額が計上されています。先ほど説明で不納欠損は22年、業者倒産によるものが滞納繰り越し、つまり収入未済額として計上されてきたものを、時効によって処理したものという説明がありまして、これについては納得いたしました。

収入未済額ですが、説明では持ち込み指定業者が1件倒産をしたもの、それからその他のものというふうになっておりまして、その他のものは既に出納閉鎖期間中に納入済みであるというふうに説明をされました。すると、持ち込み指定業者の倒産によるものだけがここに収入未済額として残るわけでありまして、それは先ほどの質問の中にもありました不納欠損としていずれは処理をされるものであろうということが想定されるわけですが、この金額がどれだけになっているのか、お教えいただきたいというふうに思います。

それから、同じページのところで、有料指定ごみ袋代がございます。これが31ページ、成果報告書でいきますと22ページになりますが、この31ページの歳出のところにかかって収支差益予算残高といましようか、いわゆる収支差益です。これを私が計算をしてみたところ、1億611万4,326円というふうになるわけですが、この数字で間違いはないかどうか確認をしておきたいと思います。なお、議案に対する質疑については意見を言うてはならないということになっておりますが、ここの表記について、処理施設持ち込み量、その内訳がクリーンセンターと環境衛生センター、特別収集定額分、可燃ごみ、不燃ごみ、有料指定ごみ袋がそれぞれ計上してありますが、合計額が出ておりません。これは何らかの方法を用いて、他のところにもこういう表記が見受けられます。これは合計額が幾らで、内訳が幾らというふうになっていないと大変見にくいということがありますので、それについてはあえて発言をさせていただいておきます。

それから、19ページです。6款1項1目基金繰入金でありますけれども、これ5億933万3,619円、公共施設整備基金繰入金が計上されています。53ページの基金残高の、財産に対する調書の53ページを見ますと、決算年度中の増減額が5億730万1,000円と記述をされています。この約200万円ほどの差があるわけですが、これについて説明をいただきたいというふうに思います。

それから、23ページです。これは先ほど概括的なところで伺った議会費の不用額のところで、通信運搬費が60.2%、予算に対して残っているということ、これは結構です。取り消します。

それから、31ページになりますが、消耗品費のところ、需用費です。2款衛生費、2項1目清掃総務費のところですが、11節需用費で消耗品費3,566万692円という記載があります。先ほどの説明で、これはごみ袋なのかなと私思っていたところ、ごみ袋はこのうちの3,552万9,000円か、何かそういうことで若干差があるようでありますけれども、私はこれそっくりごみ袋と思っていたもの

ですから、その差が何なのか、ちょっとそれを伺っておきたいというふうに思います。そのところが違ってきますと、先ほだのごみ袋の収支差益についても若干差異が出てくるということになると思いますので、改めてそのところを確認しておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小菅高信議員） 管理課長。

（富田豊彦専門員兼管理課長登壇）

富田豊彦専門員兼管理課長 それでは、私のほうから斎藤議員の質問のうち、まず初めにありました予備費の不用額の関係、それと基金繰入金と成果報告書の差の関係、この2点についてお答えをさせていただきたいと思うのですが、既にご案内かと思うのですが、組合の場合補正して例えば事業額が残った場合、全て予備費のほうに持ち込んでいく形の予算計上をさせてもらってあります。ですので、例えば事業費が少なくなって補正したときに、その残った部分が全て予備費に入っていくというような形で予算が計上されていきますので、結局予備費の予算がふえる中で執行がない状態で、そこに不用額が多く発生していくというような予算立ての仕組みになっておりますので、どうしてもそういったところが起きてくるということで、そこはご理解をいただければと思います。

それから、基金繰入金の関係ですけれども、これは決算書のページで申し上げますと42ページに諸支出金というのがございます。これは基金のほうに積み立てる金額でございますけれども、ここに203万3,013円載ってますので、これとの差が増減額に出てくるという形になっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 議会費については。

5番（斎藤捷栄議員） 議会費の不用額が率を超えているという、大きくなっている理由、根拠。

富田豊彦専門員兼管理課長 そうしましたら、決算書の22、23ページをごらんいただきたいと思うのですが、この中で特に不用額として大きく残っている部分が委託料のところでございます。この委託料につきましては、会議録の調製委託料を計上させていただいているわけですが、これにつきましてはその年の議会の内容によりまして増減が発生してきますので、ここは若干少なかったために、そこで不用額が発生しているというような形になろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 業務課長。

（森下今朝八郎業務課長登壇）

森下今朝八郎業務課長 斎藤議員のご質問にお答えします。

不納欠損の関係ですけれども、1件倒産をしてしまいまして、お金が取れなくなっているのが1,668円でございます。

続きまして、需用費でゴミ袋代だけではありません。需用費の中に入っておりますのがいろんな事務用品を、封筒を印刷したり通知を出したりするお金であります。ここにあります消耗品費3,566万692円でありますけれども、純粋なゴミ袋の製作費は3,552万9,640円であります。

続きまして、斎藤議員のご質問でありますゴミ袋の製造費からゴミ袋を売って得た歳入、これが歳入の手数料、清掃手数料の中の廃棄物処理手数料ですけれども、有料指定ゴミ袋分が1億5,264万円あります。それから、先ほどのゴミ袋の製造費がかかっておりまして、手数料を払って業者さんに販売の手数料が同じページの清掃総務費の中の委託料であります。廃棄物処理手数料収納委託料と書いてあります。1,961万4,613円が委託料であります。これを差し引いて計算するべきかと思うのですけれども、製造したものを商品として売っているという考え方ではなくて、あくまでも手数料をいただいております関係で、数字が全然合わないように受け取られるかと思うのですけれども、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（小菅高信議員） 会計課長。

（浅香貴雄事務局次長兼会計課長登壇）

浅香貴雄事務局次長兼会計課長 斎藤議員からご質問いただきました17ページの例でございまして、備考欄の説明のところ、内訳のみの表記だということ承りました。確かに私も整理する中で、ほかの項目でも似たようなケースがございまして、わかりづらい点は承知いたしましたので、システムの改修等の部分もちょっと探らなくてはいけないと思うのですが、そのような修正の方向で検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（小菅高信議員） 5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） 5番です。答弁をそれぞれいただきました。

ゴミ袋のことについては販売した差益というふうなことではなくて、手数料としていただいている、これは私も理解をしております。ただ、単純にそういうことで計算をすると、計算上こうなるということをお願いしているわけでありまして、そのことについて指定ゴミ袋代が、今聞いたところだと1億五千何ぼというふうに言われました。ところが、今会計課長から答弁をされましたこの事業系のごみ袋から不燃ごみの袋まで、私がこれ計算したところでは1億6,139万8,000円になるのです。ですから、そういうことでこのところにあらかじめこういう数字を入れておいてもらえればダイレクトにこれが比較できるということなのですが、そのところの金額が違うのはなぜなのかということも改めてまた伺っておきたいというふうに思います。

それと、もう一点です。実は先ほどの公共施設の繰入金です。これは私も承知をしておりました。ただ、なぜこれを聞いたかという、53ページの記載の方法が増減高ということで出ております。これ当年度中ふえた分、当年度中減った分というふうに表記をすべきものであろうというふうに私は思います。そういうことになれば、それぞれが対応する金額がそこに表記されるわけでありまし

て、一目瞭然、誰が見てもわかるということになるのであろうというふうに思いますので、そのことについて見解を伺っておきたいというふうに思います。

議長（小菅高信議員） 管理課長。

（富田豊彦専門員兼管理課長登壇）

富田豊彦専門員兼管理課長 ただいまの斎藤議員さんの後段の部分、53ページの基金の記載の関係ですけれども、お話しのように、分けたほうが確かに見やすいかというふうに感じます。ただ、これ様式が自治法の中で決まっている部分等もありますので、そちらのほうとまず確認をさせてもらいながら検討させてもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（小菅高信議員） 業務課長。

（森下今朝八郎業務課長登壇）

森下今朝八郎業務課長 この決算の中で有料指定ごみ袋分といたしまして、事業系ごみ袋、それから可燃ごみ袋、それから不燃ごみ袋の指定ごみ袋取扱店に平成27年4月から28年3月までに納品した指定ごみ袋の代金を納入いただいたのが1億5,264万円でございます。

議長（小菅高信議員） 5番、斎藤議員。

5番（斎藤捷栄議員） しつこいようで申しわけないのですが、先ほど言ったように計算すると、これ1億五千何ぼになりますか。今改めてちょっとこれ電卓たたいてくれませんか。ここに記載してある事業系ごみ袋から不燃ごみ袋までの3個をプラスすると幾らになりますか。

（「そうなる」と言う人あり）

5番（斎藤捷栄議員） なる。では、私の計算が間違っているのだ。それが確認できれば、それで結構です。

以上で終わります。

議長（小菅高信議員） ほかに質問される方はございますか。

15番、神田議員。

15番（神田 武議員） 広域では大きな事業をやっており、また委託業務が非常に多いわけなのですが、この委託業務の委託料の適正化という問題でお伺いいたしますが、幾年に1回業務ごとに見直して、27年度は安くなったかどうか、1点お伺いします。

それから、2点目は広域のこの27年度の事業で私がすばらしいと思った事業は、このクリーンセンターに入れた発電装置であり、これが売電収入だけでも七千何百万円入ったと、すばらしいことだと思うのです。これを発案、考えたのは職員なのか、そしてまた職員が考えたのであれば、これを表彰したのかどうか、お伺いします。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 神田議員がまだ広域議員になっていないときの話でありまして、私どもがかかわっ

ておりました。内田前市長さんも亡くなられましたけれども、生きている間に私は平成21年市長選挙の一つの課題としては、クリーンセンターというものを発電設備ということを前々から考えておりました。平成17年、18年ぐらいだったか、環境の本も書いています。そのときにもこのクリーンセンターの内容も書いてある記憶もありますし、いずれにしましても私はこれをやりたいということをお内田市長さん生きているときにご自宅に伺って提案もしました。私のことを、同じ医者ですから、久喜先生、それは無理だと言われたのです。要するに私はとにかく無理だというふうに思われた感じをしましたが、ちょうど東日本大震災というところの大きな流れの中で、発電事業に対する補助金等々がいろいろな形で提案されてきている中で、これにうまく乗れたというところがあります。ですから、広域議員がお考えになられたところもあったかもしれませんが、私はこれやりたいという一つの公約に挙げておりましたので、私のその一因にはなっていたと思いますし、その推進役、ファシリテーターにはなったというふうに思います。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 神田議員の委託料のご質問でございますけれども、個々の委託料をそれぞれ比較して、どれがどれだけ削減したかって、ちょっと今手元に資料がございませんので、はっきり申し上げられないのですが、同じ業務で大幅に委託料が削減したという例は特別ございません。ただ、今後やはりそういう入札制度とか、そういうのを活用しながら、また委託の仕様を見直ししながら、そういった中で極力委託料の削減には努めていきたいというふうに思っておりますけれども、27年度では大きなそういった委託料削減の項目は見当たらないということで、ご理解をいただければと思っております。

議長（小菅高信議員） 15番、神田議員。

15番（神田 武議員） 発電のほうは、久喜市長さんが選挙公約や、また議員のときですか、市長に提案したりして、これはすばらしいことだったと思います。これ表彰は市民が選挙でやると思います。

この点はこれでやめて、その見直しは定期的に5年に1回、各委託ごとにやるという決まりはなく、これ無理なものもあると思うのです。特殊な車両によってはいっぱいあったりすると、これをどう基本的にやっているわけですか。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 委託料の見直しの関係でございますけれども具体的な例を挙げますと、ごみの収集業務の委託料につきましては、今まで随意契約でずっと2社のほうにお願いをしておったわけでございますけれども、これは管理者、理事会の協議の中で指名競争入札またはプロポーザルの方式によりまして、業者選定をしたらどうかというご提案をいただく中で、そういった制度も導

入して委託料を削減した経緯がございます。これ平成27年度ではないのですけれども、そういった、そしてそれで5年に1度やはりそういった形で定例的な業務につきましても、委託料の削減に向けて、そういった制度を導入して実施していくということで、理事会のほうでは決定をされております。

議長（小菅高信議員） ほかに質疑をなさる方おりますか。

4番、木村議員。

4番（木村隆彦議員） 4番、木村でございます。

ページは31ページなのですが、その中段、先ほど来から斎藤議員からのご質問があった消耗品費のごみ袋ということで、この科目というか、ごみ袋をつくることによって収益を上げているのですけれども、その収益を上げるに当たって、この科目が消耗品費でいいのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 ごみ袋の製造の関係になると思うのですけれども、これについては当然入札をして業者を、指名競争入札でございますけれども、そして業者を決めていると、そういうことでございまして、それも物を購入するという形でうちも捉えておりまして、そういった商品を購入するという形で、ここでいえば消耗品費に位置づけて支出のほうはさせていただいているという内容でございます。

議長（小菅高信議員） 4番、木村議員。

4番（木村隆彦議員） もう一度確認をしますが、このごみ袋をつくって持っているということは、通常の会社なんかですと一応ある程度財産的なものになって、そこから収益を生み出すというふうな形になると思うのですが、この消耗品費から収益を生み出すということでいいのかどうか、ちょっと確認をさせていただきます。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 今のご質問でございますけれども、消耗品費で確かにそれは財産かと思えます、捉え方によって。うちのほうは、そのごみ袋といいましても、それ自体は手数料なのです。手数料がそこに張りつけてあるみたいなイメージで、手数料が化体というか生まれ変わっているというような考えでおりますので、消耗品ですけれども、それを売った時点では手数料を収入で納めると、若干ちょっと苦しいあれなのですけれども、そういったシステムでごみ処理手数料をうちのほうでいただいているという形でございますので、その辺はぜひご理解をいただければと、ほかの先進事例でも、やはりそういう形でやっておりますので、私もそういった先進事例にならってやった経緯もございますので、その辺ぜひご理解いただければと思います。

議長（小菅高信議員） 13番、岩田議員。

13番（岩田 務議員） 13番、岩田です。ちょっと細かいことかもしれませんが、1点だけ確認させてください。

41ページの消防費の部分なのですが、真ん中辺より少し下に寄贈絵画用額作製業務委託料ってあるのですが、これ賞状の額だったら気にならなかったのですが、これがどういった絵画を誰に寄贈したものなのか、またこの額は1個なのか、その目的を教えてくださいと思います。

議長（小菅高信議員） 消防総務課長。

（小林幸一総務課長登壇）

小林幸一総務課長 岩田議員の質問にお答えさせていただきます。

こちらの寄贈絵画用額作製業務委託なのですが、こちらの絵画は前浅見真一消防長より、おじに当たります新井秀一郎画伯の絵画を5点いただきました。この絵画は大変価値のあるもので、新井秀一郎画伯は元東京芸術大学の名誉教授でもありまして、大変高価な絵画ということでございました。それで、この絵画5点をいただきまして、額装されていない絵画でありましたので、それを額装いたしまして5点の絵画を本署、それから各分署に展示をさせていただきました。絵画のサイズなのですが、15号サイズの絵画でありまして、サイズは65センチ掛ける50センチの立派な絵画でございます。

以上です。

議長（小菅高信議員） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案はこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（小菅高信議員） 起立全員であります。

よって、議案第25号は認定することに決しました。

○議案第26号から議案第28号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小菅高信議員） 次に、議案第26号から28号までを一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 議案第26号 秩父広域市町村圏組合情報公開条例、議案第27号 秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例及び議案第28号 秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例につきましては、関連がございますので、併せてご説明申し上げます。

これらの3つの条例につきましては、それぞれの例規整備が今までなされておりましたので、水道事業の経営に関する事務の共同処理を開始するに当たり、条例の制定に向けて準備を進めておりましたが、条例に罰則規定を設けることから、あらかじめさいたま地方検察庁との事前協議をする必要がございました。昨年12月に事前協議の手続をさいたま地方検察庁企画調整課に確認いたしまして、2月に条例等の資料を同課へ送付いたしまして、今年8月に正式協議の運びとなり、9月2日付で回答をいただきましたので、今回提案をさせていただいたものでございます。

済みません、議案書の2ページをお開きください。まず、議案第26号 秩父広域市町村圏組合情報公開条例でございますが、第1条の目的でございますように、組合市町の住民の知る権利を保障し、公文書の公開を請求する権利及び情報公開の総合的な推進に関して必要な事項を定め、組合の諸活動を住民に説明する責務を全うされるようにするとともに、住民の組合行政に対する理解と信頼を深め、組合行政への住民参加を促進しまして、もって公正で開かれた組合行政の一層の推進に寄与することを目的といたしまして、本条例を整備するものでございます。

本条例は、第1条から第27条までで構成いたしまして、第1章、総則ではこの条例の目的、実施機関及び公文書の定義、実施機関の責務、利用者の責務を、第2章、公文書の公開等、第1節、公文書の公開では公文書の公開を請求できるもの、公開請求の手続、公文書の公開義務、公文書の公開の実施等を、第2章第2節では審査請求では審査会への諮問等を、第3章、補則では公文書の任意的公開等、実施機関の努力義務などを規定してございます。

なお、附則におきまして本条例の施行期日は公布の日からとしてございます。

次に、議案書11ページをお開きください。議案第27号 秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例につきましてはご説明申し上げます。

第1条の目的でございますように、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し、必要な事項を定め

るとともに、組合の実施機関が保有する自己に関する個人情報の公開、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利、利益を保護し、もって公正で信頼される組合行政の推進に資することを目的といたしまして本条例を整備するものでございます。

本条例は、第1条から第56条までで構成いたしまして、第1章、総則ではこの条例の目的、用語の定義、実施機関、事業者及び利用者の責務を、第2章、実施機関における個人情報の取り扱いでは個人情報の保有の制限、取得の制限、安全確保の措置、利用及び提供の制限等を、第3章、開示、訂正及び利用停止では第1節、開示において開示請求権、開示請求の手続、保有個人情報の開示義務、開示請求に対する措置、開示の実施等を、第2節、訂正において訂正請求権、訂正請求の手続、訂正請求に対する措置等を規定し、第3節、利用停止においては利用停止請求権、利用停止請求の手続、利用停止請求に対する措置等を、第4節、審査請求において審査会の諮問等を規定してございます。また、第4章の雑則で運用状況の公表、適用除外等を規定するとともに、第5章の罰則では実施機関の職員等が個人の秘密に属する事項が記載された個人情報ファイルを正当な理由なく提供するなどの行為の提示に応じた罰則を規定してございます。

なお、附則におきまして、本条例の施行期日は公布の日からとしてございます。

次に、議案書32ページをお開きください。議案第28号 秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るための審査会について必要な事項を定めたものでございまして、第1条から第19条で構成するものでございます。

第4条で審査会の委員を6人以内と規定いたしまして、第5条においては、委員はすぐれた識見を有する者のうちから管理者が委嘱すると規定してございます。

第6条以降は、委員の守秘義務や調査権限等を規定しておりまして、本条例におきましても第19条に罰則規定を設け、委員または委員であったものが守秘義務に違反したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとしてございます。

なお、本条例につきましても、施行日を公布の日からとしたいものでございますが、附則で秩父広域市町村圏組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行いまして、審査会委員の報酬を加える改正を併せて行うものとしてございます。

以上で議案の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は発言してください。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案第26号から議案第28号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議題となっております3件の議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

まず、議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小菅高信議員) 起立総員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小菅高信議員) 総員起立であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小菅高信議員) 総員起立であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小菅高信議員) 次に、議案第29号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 議案第29号の平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1回)につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書 1 ページをお開きください。第 1 条にあるとおり、歳入歳出現計予算額 40 億 7,536 万 4,000 円に、歳入歳出それぞれ 1 億 2,643 万 4,000 円の増額補正を行いまして、補正後の予算額を 42 億 179 万 8,000 円としたいものでございます。

歳入歳出補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。お手元の予算書 8 ページ、9 ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、第 1 款分担金及び負担金、第 6 目特別負担金を 474 万円増額いたしまして、補正後の予算額を 5,222 万 7,000 円としたいものでございます。これはちちぶ定住自立圏事業として実施いたします救急車の機能向上事業及び救急隊員用教育訓練資機材整備事業に対する負担金でございます。

第 3 款国庫支出金、第 1 目民生費国庫補助金、第 4 款県支出金、第 1 目民生費県補助金は、地域生活支援事業費補助金が廃止されたことにより、それぞれ 1,000 円を減額補正し、補正後の額をゼロとしたいものでございます。

第 5 款財産収入、第 2 目利子及び配当金を 42 万 1,000 円減額し、補正後の額を 53 万 3,000 円としたいものでございます。これは新火葬場建設工事等の請負代金の支払いに充てるため、公共施設整備基金を取り崩しましたので、運用益が減少することから減額したいものでございます。

第 7 款繰越金、第 1 目繰越金につきましては、1 億 2,211 万 7,000 円を増額補正し、補正後の額を 2 億 4,211 万 7,000 円としたいものでございます。これは平成 27 年度の決算剰余金の 2 億 4,211 万 7,000 円から平成 28 年度当初予算の繰越金計上額の 1 億 2,000 万円を差し引いた金額でございます。

歳入合計で 1 億 2,643 万 4,000 円の増額補正になります。

次に、10、11 ページをお開きください。歳出になります。第 2 款総務費、第 1 目一般管理費につきましては、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬、先ほど条例を可決いただきましたけれども、この委員報酬 7 万 5,000 円の増額のほか給料、職員手当等及び共済費の職員人件費 96 万 8,000 円の減額、役務費 11 万 5,000 円の増額、合わせまして補正後の額を 1 億 907 万 9,000 円としたいものでございます。なお、本年度の職員配置に基づく人件費の補正をするものでございますけれども、この後ご説明申し上げます各費目の人件費補正を合わせますと、給料総額で 365 万 5,000 円の減額、職員手当等を総額で 307 万 7,000 円増額、そして共済費を総額で 591 万 4,000 円減額いたしまして、人件費を総額で 649 万 2,000 円減額したいものでございます。

第 3 款民生費、第 1 目介護認定審査会費につきましては、人件費 51 万 7,000 円を減額補正し、補正後の額を 5,092 万 8,000 円に、第 2 目自立支援審査会費は、人件費 4 万 4,000 円減額補正いたしまして、補正後の額を 1,162 万 6,000 円、第 4 款衛生費、第 4 目斎場費につきましては、人件費を 5 万 2,000 円増額補正し、補正後の額を 12 億 4,042 万 3,000 円としたいものでございます。

次に、12、13 ページをお開きください。第 4 款衛生費、第 2 目クリーンセンター費につきましては、人件費を 241 万円増額補正し、補正後の額を 5 億 4,579 万 1,000 円に、第 3 目環境衛生センター

費につきましては、人件費を161万1,000円減額補正し、補正後の額を1億5,794万4,000円としたいものでございます。

第5款消防費、第1目常備消防費につきましては、1,079万円の減額補正をいたしまして、補正後の額を13億6,612万1,000円としたいものでございます。人件費581万4,000円の減額のほか、ちちぶ定住自立圏事業に係る経費の委託料、備品購入費で、それぞれ補正をお願いしたいものでございます。

次に、14、15ページをお開きください。第7款諸支出金、第1目公共施設整備基金費につきましては、42万1,000円減額補正し、補正後の額を53万3,000円としたいものでございます。公共施設整備基金利子の減額分を補正したいものでございます。

最後に、第8款予備費、第1目予備費につきましては、1億2,842万2,000円増額補正し、補正後の額を1億5,842万2,000円としたいものでございます。

歳出合計で、歳入合計と同額の1億2,643万4,000円の増額補正となります。

以上で議案第29号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） 1点確認をしておきたいと思えます。

11ページになりますけれども、一般管理費の報酬7万5,000円です。情報公開・個人情報保護審査会委員、これは6名と決まっています。先ほど可決されました条例によりますと、委員長が6,700円、委員が6,100円というふうに決められています。16ページの給与明細書でも7万5,000円の増額となっています。これ確認なのですが、6名の報酬、こういう内容で2回開催されるということ想定して計上されたということで間違いございませんでしょうか。確認だけしておきたいと思えます。

議長（小菅高信議員） 管理課長。

（富田豊彦専門員兼管理課長登壇）

富田豊彦専門員兼管理課長 ただいまの斎藤議員さんのご質問ですけれども、ご指摘のとおり、2回分ということで計上させていただきました。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

(「なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小菅高信議員) 総員起立であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小菅高信議員) 次に、議案第30号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

水道局長。

(高野明生水道局長登壇)

高野明生水道局長 議案第30号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第2回)

につきましてご説明申し上げます。

議案書の38ページをごらんください。今回の補正は、カビ臭除去対策のための薬品費の補正及び姿見山配水池への送水施設建設のための用地取得費のほか、定住自立圏事業費の増額に伴う収入及び委託料等について補正するものでございます。

第1条は省略いたしまして、第2条は収益的収入及び支出についての補正でございます。収益的収入の第1款第2項営業外収益1,223万5,000円の増額でございますが、第2回定例会において議決いただきました経営戦略策定業務委託料につきまして、国の公営企業繰り出し基準に基づき構成市町の一般会計からいただく補助金307万5,000円及び定住自立圏推進事業負担金の増額分916万円でございます。

次に、収益的支出の第1款第1項営業費用6,416万円の増額補正でございますが、本年5月末から別所浄水場で主に取水している発電所の放流水が停止したことや初夏からの晴天、小雨による河川の流量が低下したことにより、原水の2-MIBの数値が例年に比べ上昇いたしました。このため活性炭によるカビ臭除去対策を実施してまいりましたが、当初予想しておりました数値を大幅

に超えるものとなりまして、当初予算化しておりました薬品費では対処できず、今回5,500万円を計上させていただくものでございます。また、定住自立圏推進事業の増額に伴う遠方監視システムF E—N E T整備委託料として916万円を補正するものでございます。

次に、第3条、冒頭の記述は資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容を、それぞれ項目と金額について補正するものでございます。

次に、その下段でございます資本的支出の第1款第1項建設改良費5,786万6,000円の増額でございますが、姿見山配水池に送水するためのポンプ施設用地として、独立行政法人水資源機構が秩父市熊木町地内に所有する土地、建物を購入するための費用でございます。敷地面積は1,355.22平米、附帯施設として浦山ダム管理事務所熊木寮として使われていた2階建ての建物を含んだ購入費用の補正でございます。また、別冊の補正予算に対する説明書の1ページから4ページには実施計画、5ページには予定キャッシュフロー計算書、7ページから8ページには予定貸借対照表当年度分、9ページから12ページには補正予算見積書がそれぞれ記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で議案第30号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

15番、神田議員。

15番（神田 武議員） 増圧用の土地の購入に関して質問をさせていただきます。これは随意契約ということでやるというような話を聞いたのですが、その積算単価のどういうことを基準にしたとか、こういうものの説明をお願いいたします。

それから、増圧場の面積はどのぐらい要するのか、そしてまた増圧場にはこの建物は使えないと思うのですが、この建物は解体するのか。解体するとすると、どの程度の費用がかかるのか、まずこの点についてお伺いいたします。

議長（小菅高信議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 神田議員のご質問の不動産の取得につきましてですが、こちらにつきましては不動産鑑定士を入れまして、単価を決定をさせていただいております。

それから、建物が附帯しているのですが、それをどうするかということなのですが、現在水道局では配水池とポンプ場を建設するというので計画をしておりますが、その大きさにつきましては約300トンぐらい、300立方ぐらいの配水池を設けて、そこから姿見山の配水池に圧送するというような計画であります。具体的にはその位置、配置図、図面等についてはまだ作成しておりません。

以上でございます。

（「建物の解体について」と言う人あり）

高野明生水道局長 失礼いたしました。建物につきまして、現在建物が建っておるわけですが、今後この建物を生かしたままで配水池ができるのかどうかということで検討しておりますが、今の段階では一部取り壊しになる、もしくは全部取り壊しになるかということで調整しているところでございます。

議長（小菅高信議員） 15番、神田議員。

15番（神田 武議員） これ300トンのタンクをつくと、だけれども面積を私は聞いたわけなので、これをつくるのにどんぐらいの面積が要るか。これ試算をすべきだと思うのです、買い物をするときは。それから、値段のほうですが、不動産鑑定士にやってもらったと、こういうことなのですが、広域で買わなければ競売にするとかというお話も聞いているので、競売の最低単価というのがあると思うのです、これは。こういうものを参考にしたのか、お伺いしたい。参考にしてこれが幾らなのか、最高と最低が。それから、この建物を取り壊す場合は費用を見て、土地の値段から解体費用を見るべきだと思うのですが、それを見て積算してあるのか、以上お伺いいたします。

議長（小菅高信議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 先ほどの単価の決定につきましては、土地価格を求めるに当たって、まず近隣地域内に標準的な宅地を設定しまして、当該標準地の土地価格を取引事例の比較法により比較して、さらに収益還元法から求められた市場価格、基準地から求められた基準値を勘案しまして、標準地の価格を設定し、さらに対象不動産の個別要因、要は道路からどのぐらいの奥に入っているとか、そういったものを勘案して、土地の値段というのは決定しております。

それから、土地と建物を一緒に購入した理由でございますが、現在の所有者が水資源機構でございますが、我々水道局も浦山ダムの一ユーザーでございます。こういった中で、内部的な情報として今後その土地につきましては競売にかけるといようなお話が入りましたので、水道局としても姿見山に送水するためには用地が必要ということが決まっておりましたので、そこで何とか手に入らないかということで、事前にちょっと折衝させていただきました。その中で、こちらの希望とすると、更地にしていただいて、格安で譲渡もしくは無償でいただくというのが理想だったのですが、そういったこともなかなか先方にも難しい条件があり、こちらのほうである程度の単価を決めさせていただきたいと、それによって判断しますからという助言がありました。さらに、建物については、土地と建物をセットでないと難しいといような話をいただきましたので、こういったことで今回議員さんおっしゃるように、取り壊しをしたら幾らかということで算出してございませぬので、土地と建物の値段を含めた金額で提出をしていただき、今回ある程度の内諾をいただきましたので、本議会において購入費のほうの計上をお願いしているところでございます。

以上でございます。

（「面積」と言う人あり）

高野明生水道局長 失礼しました。面積につきましては、今回この土地については1,300平米ということなのですが、単純計算300トンで考えますと10メートルの30メートルで高さが1メートルというふうに考えられると思いますが、今後はやはり住宅地でもありますので、地元の住民の方にもご相談を進めながら、その工法等についても検討しなくてはならないので、この1,300というのは先ほど申し上げましたが、分割ではなくセットでという意味なので、今回その面積でともに購入させていただくということになりました。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 15番、神田議員。

15番（神田 武議員） 面積、これ4メートルの深さにするとか、あれば具体的に面積が出るのです。これ300トンのほうで1,300平方も要らないと思うのです、実際。めぐり、周囲があったり、また工事するにも車両や何かも必要ですけども、一括購入でなければこれは売らないというのだから、これでしようがないのですけれども、要らない土地は、余る土地は今度は反対に売って処分すると、こういう考えがないのですか。これ水道会計は、財産、なるだけ不要なものは持たない、これが水道料金にも直結するので、余る土地はどうするのか、伺っておきます。

議長（小菅高信議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 土地につきましては、余ったらどうするかということでございますが、土地を使う場合に当然先ほど申し上げましたが、仮に30メートルの10メートルというお話を申し上げましたけれども、これにはやはり工事をする場合には外構の部分があったりとか、それから当然送水施設ですので、ポンプ室の設置、それから維持メンテを行うためには、それなりの駐車スペース等も必ず必要になってまいります。そういったものを含めると、この面積で余るかどうかということはこの場では申し上げられないのですが、やはり地形的にも全て真四角の土地とか利用のいい土地であればいいのですが、そういったことも考慮して検討を進めたいと思います。

また、余った土地についてはどうするかという処分というお話もありましたが、水道局ではやはり神田議員さんのおっしゃるとおり、水道料金にはね返るような方法はとりたくないもので、要らないものについては今でももう処分する方法で検討していますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（小菅高信議員） ほかにございますか。

5番、斎藤議員。

5番（斎藤捷栄議員） 5番です。何点か質問をしたいと思います。

まず、6項目にわたって質問をしたいと思います。1番目は、収益的収支のうち1款2項1目他会計補助金307万5,000円ですが、経営戦略策定事業委託に対して、各市町が繰り出し基準に基づいて一般会計からの負担金として繰り出すものであります。歳入としては、記載がありますが、歳出

ではこれどう処理されているのか、よくこの予算書見る限りではわかりません。また、一般会計からの繰り出し基準では、この策定に関する費用は2分の1が支出できるというふうになっていると思います。その額が307万5,000円ですから、その倍額が策定業務料ということになるかと思いますが、その辺のところを併せて説明をいただきたいというふうに思います。

続いて2つ目、経営戦略策定は委託事業として行うというふうに聞いておりますが、委託内容と委託先についてお伺いしておきたいと思います。

3つ目、一般質問の内容にも触れますけれども、今年当初広域としてスタートして半年、早くも経営戦略策定を組み直さなければならないというふうに受けとめてられかねません。そういう状況について説明をいただきたいというふうに思います。

4つ目、収益的収支中、歳入では1款2項2目1節の負担金916万円です。歳出では、1款1項1目1節について、これ遠方監視システム構築のための費用であるという説明でありました。このシステム構築については、水道の広域化の補助金として、たしか4分の1の補助対象事業となっているというふうに私は認識をしています。この4分の1の国庫補助対象の適用があるにもかかわらず、それを使わずにこうした対応を採用した根拠についてお伺いをしたいというふうに思います。

なお、この遠方監視システム構築のためということでもありますから、この委託料について内容と、その委託先についても改めてお伺いしておきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、資本的収支、今回の補正によって資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填に充てる過年度損益勘定留保資金を10億2,527万4,000円としています。この過年度損益勘定留保資金という額は、どういうふうに決算書をひっくり返そうと予算書ひっくり返そうと一向に出てきません。ですから、ここでどこかできちんとやっぱり確認をしておきませんと、わからなくなるという性質のものでありますので、今回この補正後の過年度損益勘定留保資金現在高は幾らになるのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

以上6点お伺いをいたします。

議長（小菅高信議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 斎藤議員のご質問のうち、経営戦略策定業務に係る一般会計からの補助金についてお答えいたします。

初めに、歳出につきましては、経営戦略策定業務委託料といたしまして、前7月の定例会におきまして補正予算に計上し、議決をいただいております。

経営戦略の策定につきましては、総務省が平成26年8月に地方公営企業に対しまして策定を要請したもので、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画を立てることを目的としております。内容といたしましては、施設等に関する投資及び財源見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収支が均衡になるよう調整した計

画を策定するものでございます。なお、平成30年度までに作成した場合の財政支援措置として、繰り出し基準に基づき、算定費用の2分の1を市町村が負担した場合、負担額の2分の1を特別交付税で措置されるというものでございます。今回の一般会計の補助金につきましては、この繰り出し基準に基づき負担いただいたものでございます。

今回の策定につきましては、平成26年度に総務省から策定を要請された際に、広域化を目前にしていたため、各自治体での策定を行わず、広域化を待って策定を始めたものでございます。策定に当たっては、総務省が試算した方法を定めており、広域化基本計画における財政シミュレーションとは相違はございます。これはあくまでも基本計画等を組みかえたものではございませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、経営戦略につきましては、策定後3年ないし5年のスパンでローリングを行い、見直しをかけていきたいというように考えております。

また、委託先でございますが、平成26年9月に株式会社日水コンと委託契約を締結し、総務省が示している経営戦略策定ガイドラインに準拠した形での計画策定を行っております。

次に、定住自立圏推進事業費負担金916万円につきましてご説明を申し上げます。今回対象となりますF E—N E T整備委託料でございますが、内容といたしましては、大滝地区に設置を予定している各水道施設の遠方監視システムを整備するための委託でございます。これは施設の状況を離れた場所からインターネット回線を通じて監視することができるものでありまして、異常があった場合、現場に着く前にその状況を確認できることにより、その後の対応策をスムーズに講じることができるというものでございます。委託先でございますが、今回補正案件につきましては、まだ予算が議決されておられませんので、委託はしておりません。今後当初予算で計上しました皆野地区分と併せて、システム構築及び機器の設置を委託する予定でございます。

それから、次にこの事業の財源でございますが、議員ご指摘のように、国庫補助金として平成21年度までに簡水統合した水道事業に対しまして、補助率4分の1である水道水源自動監視等整備事業がございますが、今回の広域化により補助率3分の1の運営基盤強化等事業のほうが有利になります。しかし、どちらの国庫補助事業においても事業費の一部が水道会計の負担が生じています。これに対しまして、定住自立圏事業で位置づけられた事業については、各市町の負担に応じまして特別交付税で措置されますので、定住自立圏負担金で負担いただくほうが有利であるという判断をしまして、選択したものでございます。

最後になりますが、過年度分損益勘定留保資金でございますが、第2回補正予算後の残高は、9億447万5,532円でございます。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 5番、斎藤議員。

5番（斎藤捷栄議員） 答弁いただきました。遠方監視システムの構築に関する補助金との関係です

けれども、これ定住で給付を受ければ100%になると、確かにそのとおりなのです。ところが、これは水道にとって100%であるから4分の1の補助を受けて、4分の3を水道事業として別に資金立てする必要がないと、こういうことになるわけですがけれども、果たして定住といえども各市町の負担金なわけですから、もともとが。ですから、本当にこれが住民にとって有利なのかどうなのかというのはまだわからない。その辺の論議は果たしてされた上でこの制度、これを採用するのが有利であるという結論を出したのかどうなのか。あるいは、そうではなくて、定住でその繰り替えでこの資金ができたから、それを充てようではないかということになったのか、この辺のところについて改めて伺っておきたい。

議長（小菅高信議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 斎藤議員のご質問ですが、今回のこの定住からいただく費用につきましては、他の事業費が振り替えられたということで進めております。以上でございます。

それから、先ほどちょっと1点、私の発言に間違いがありましたので訂正をさせていただきます。先ほど契約につきましては、26年と申し上げましたが、28年9月の誤りですので、訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。

議長（小菅高信議員） 以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

反対ですね、反対、賛成。

5番（斎藤捷栄議員） 反対です。

議長（小菅高信議員） では、ここでやっただき、どうぞ。

5番、斎藤捷栄議員。

（5番 斎藤捷栄議員登壇）

5番（斎藤捷栄議員） 5番の斎藤であります。私は、この議案に対して、水道事業の補正予算に対して反対の立場から討論をいたします。

水道事業は、大きな期待と不安をもって広域化されています。ただいまの質疑の中でも、この土地の取得に関しても不必要な土地を取得することはないのではないかというふうな指摘もありました。まだ、それが本当に必要であるかどうかという審議が十分されたというふうには私は理解をし

ておりません。それと今回の今のやりとりの中でも、まだまだやっぱり不透明な部分というのが見受けられるというふうに感じます。後に住民の負担となるようなことがあってはならない。水道料金の値上げにつながるようなことがあってはならないという視点からも、今回のこの補正はやや拙速ではないかという感じが私はいたします。したがって、反対をいたします。

以上です。

議長（小菅高信議員） 本案について賛成の討論をされる方はございますか。

15番、神田議員。

（15番 神田 武議員登壇）

15番（神田 武議員） 議案第30号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算について、賛成討論をさせていただきます。

賛成討論をする考えはなかったのですが、今斎藤議員の反対討論を聞いて、私は若干考えが違います。この水道事業そのものはいろいろ異論もあります、中身に。しかし、この補正の金額、補正の項目、これはやむを得ないと思うのです。先ほど土地の購入がどれだけ面積が要るか、不要なのか、まだ確定しないから反対だと斎藤議員は申しました。私もそのとおりだと思うから質問をして、そして念押しにどうするのですかと言ったら、要らない土地は売却等を考えると、ここで賛成討論をいたせば必ず執行部も不要な土地が出たら売却してくれると、このような思いで賛成討論をいたします。斎藤議員も、そういうことをご理解して、反対討論をしましたが、賛成をしていただければありがたいと思います。

以上で賛成討論とさせていただきます。

議長（小菅高信議員） ほかに賛成、反対を問わず討論される方はございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小菅高信議員） 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長（小菅高信議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時49分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年11月18日

議 長 小 菅 高 信

署名議員 四 方 田 実

署名議員 岩 田 務

署名議員 大 島 瑠 美 子